

第 52 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

## 第 52 回

### 食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成27年3月17日（火）13：30～17：30

会場：農林水産省 講堂

### 議 事 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 新たな食料・農業・農村基本計画について

- (1) 食料・農業・農村基本計画（原案）
- (2) 食料・農業・農村基本計画に係る目標・展望等（案）
- (3) 農林水産研究基本計画（原案）
- (4) 魅力ある農山漁村づくりに向けて（案）
- (5) その他

#### 3. 平成26年度食料・農業・農村白書骨子（案）について

#### 4. 閉 会

## 【配付資料一覧】

議事次第

配付資料一覧

企画部会委員名簿

### 〔新たな食料・農業・農村基本計画関係資料〕

資料1－1 新たな食料・農業・農村基本計画について

資料1－2 食料・農業・農村基本計画（原案）

### 〔食料・農業・農村基本計画に係る目標・展望等関係資料〕

資料2 食料自給率目標と食料自給力指標について（案）

資料3 農地の見通しと確保（案）

資料4 農業構造の展望（案）

資料5－1 農業経営等の展望について（案）

資料5－2 農業経営モデル及び地域戦略の例示（案）

参考資料 「日本再興戦略」及び「『日本再興戦略』改定2014」に掲げられた農業分野の成果目標（KPI）について

### 〔農林水産研究基本計画関係資料〕

資料6－1 新たな農林水産研究基本計画（原案）について

資料6－2 農林水産研究基本計画（原案）

### 〔魅力ある農山漁村づくりに向けて関係資料〕

資料7－1 魅力ある農山漁村づくりに向けて（報告書）（案）

資料7－2 報告書概要（案）

資料7－3 現場から学ぶポイント

### 〔花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針関係資料〕

資料8－1 「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」のポイント

資料8－2 花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針について

資料8－3 花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針（案）

資料9 委員提出資料（市川委員、山口委員）

資料10 平成26年度食料・農業・農村白書骨子（案）

13時30分 開会

○政策課長 定刻でございますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にも関わりませずご参集いただき、誠にありがとうございます。本日は、伊藤委員、小泉委員、武内委員、松永委員、藻谷委員及び山口委員が所用によりご欠席となっております。また、萬歳委員が所用により遅れてのご出席と伺っております。現時点での出席委員数は11名でございます。食料・農業・農村政策審議会令の規定によります定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、本日の企画部会は公開されております。

それでは、この後の司会の中嶋企画部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は17時30分までの予定で、議題は新たな食料・農業・農村基本計画について及び平成26年度食料・農業・農村白書骨子（案）です。よろしくお願いいたします。

本日は、あべ農林水産副大臣にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

あべ副大臣、よろしくお願いいたします。

○あべ副大臣 皆様こんにちは。委員の皆様におかれましては、日ごろより農林水産行政に対し格別なるご配慮をいただきまして、またご多用中のところ、今回の会議に出席いただきまして、心から感謝を申し上げます。

本企画部会における議論、いよいよ大詰めでございます。本日は食料自給率の数値目標を含めました食料・農業・農村基本計画、併せて公表することを考えている農業構造の展望、農業経営等の展望につきまして、十分にご議論をいただきたいと思います。

また、食料・農業・農村白書の骨子案につきましてもご審議いただく予定でございます。委員の皆様におかれましては、それぞれご専門の見地から活発で忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

議事に移る前に、配付資料の確認等について事務局からお願いいたします。

○政策課長 カメラの方におかれましては、恐れ入りますが、ここでご退室をお願いいたします。

(カメラ退出)

○政策課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料の一覧をご覧ください。

本日の配付資料でございますが、議事次第、配付資料一覧のこの紙、それから企画部会の委員名簿に加えまして、資料1は資料番号が1-1と1-2、資料2、3、4、資料5が資料5-1と5-2、それから参考資料でございます。引き続きまして資料6-1と6-2、資料7が7-1、2、3の3つ。資料8が8-1、2、3。続きまして資料9と資料10でございます。資料9では委員提出資料ということで、市川委員及び山口委員から事前に提出いただいた資料・意見をお配りしてございます。

このほか、委員の皆様方には、参考資料を綴じた2分冊のファイルを机の上に設置してございます。ご確認をいただきまして、不足しているものがございましたら、審議の途中でも結構でございますので、お近くの事務局員までお声がけをください。

また、本会議の議事録は、会議の終了後、委員の皆様方にご確認をいただいた上で農林水産省のホームページに掲載をして公表させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○中嶋部会長 それでは、本日の議題に入りたいと思います。

議題2、新たな食料・農業・農村基本計画については、(1)から(4)までの項目があります。互いに関連する内容が含まれますので、まとめて説明していただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、順次事務局からご説明をお願いいたします。

○政策課長 それでは、資料1-1と1-2を使ってご説明をさせていただきます。

資料1-1を、A3の資料でございますけれども、お開きいただければと思います。

新たな食料・農業・農村基本計画の全体像でございます。

左側の括弧の中に囲まれている部分が、後でご覧いただきます基本計画の原案にございます第1、基本的な方針の部分でございます。右側の大きな四角の中にごございます、点線より上の部分が、目標・展望関係でございます。食料自給率の目標、その下が食料自給力(食料の潜在生産能力)をあらわすものとして、今回初めて提示をするものでございます。

右側に、「基本計画と併せて策定」ということで、農地の見通しと確保、農業構造の展

望、農業経営等の展望、それから農林水産研究基本計画、魅力ある農山漁村づくりに向けて、の5点がございます。

破線より下の「講ずべき施策」では、法律のタイトル、構成に従いまして、食料、農業、農村の柱ごとに、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興ということで、講ずべき施策を掲げてございます。

それから、右下のところには、これは今回初めてでございますけれども、東日本大震災からの復旧・復興がでございます。団体の再編整備等につきましては、これは法律にも規定がございまして、毎回記述がでございます。

続きまして、資料1-2、食料・農業・農村基本計画（原案）をお開きいただければと思います。

まず、1ページめくっていただきまして、目次でございます。

「まえがき」については、前回の骨子のときにはございませんでしたけれども、今回記述をいたしまして、全体についての考え方などをお示ししているところであります。

第1が「基本的な方針」。第2が「食料自給率の目標」。第3が「食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」。めくっていただきまして、最後、第4のところ、で、「必要な事項」という構成になってございます。

本体部分の1ページ、まえがきでございます。

一番最初の行ですが、「我が国は、超高齢社会、本格的な人口減少社会の到来により」ということで、懸念事項が書いてございます。我が国は、いまだ経験したことのない経済社会の構造の変化に直面し、大きな転換点を迎えていると。

次のパラグラフですが、食料・農業・農村分野では、平成11年7月に食料・農業・農村基本法が制定され、以降、基本法が掲げる食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興という4つの基本理念を具体化するための施策を推進してきたということでございます。

1つ飛ばしていただきまして、農業生産の現場では、100ヘクタールを超える大規模経営や、地域のエネルギーと先端技術を活用した施設園芸に取り組む経営など、従来は想定されていなかった新たな経営も出現していると。「また」ということで、6次産業化や海外への輸出などに挑戦をし、新たな価値の創出と市場の開拓を実現する取組も始まっているということでもあります。

次のパラグラフですが、国民に農業・農村の価値が再認識され、都市と農村を人々が行

き交う「田園回帰」ともいうべき動きも生まれつつある。「しかしながら」ということで、こうした新たな動きは、いまだ農業・農村の発展を力強く牽引しているとは言えず、農業就業者の高齢化や農地の荒廃など農業・農村をめぐる環境は極めて厳しい状況にあり、多くの人々が将来に強い不安を抱いているという現状でございます。

ページをめくっていただきまして、2ページのほうでは、このような状態を放置すれば、基本法の基本理念である食料の安定供給の確保等に支障が生じる事態が懸念されるということでありまして、「このため、食料・農業・農村の全ての関係者が」ということで、発想を転換し、新たな仕組みの構築や手法の導入等にスピード感を持って取り組んでいかなければならないということでもあります。

こうした認識のもと、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等で示された施策の方向やこれまでの施策の評価も踏まえつつということで、「産業政策」と「地域政策」とを車の両輪として進めるという観点で、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村の創出」を目指していくということでございます。

3ページでございます。

第1の基本的な方針でございます。

1で、高齢化や人口減少、グローバル化の進展等の情勢変化への対応ということでございます。（1）から（6）までございますが、前回のこの会議でのご指摘を踏まえて、アの情勢部分と、イの施策の評価と課題を分けて記述するように構成を変えてございます。

（1）高齢化や人口減少による食料・農業・農村への影響ということで、アでございますが、高齢化に伴う食料消費の減少などは、国内の食市場を縮小させる可能性があるところ。一方、介護食品のように新たな市場の創出も期待されるところである。

農村では都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行し、農業就業者が高齢化、減少するとともに、高齢者のリタイヤ等による農地の荒廃、担い手の不足等による生産基盤の脆弱化等が進行していると。

今後、意欲ある担い手には、高齢農業者にかわって、その農地を活用して経営の規模拡大を図るチャンスが広がっている。しかし、農業、農村での生活に将来に向けた展望を描くことができなければ、若者の就農も期待できないということでございます。

3行飛ばしていただきまして、地域資源の維持管理に支障を及ぼすことも懸念がされると。また、野生鳥獣による被害の深刻化も懸念をされているということでございます。

同時に、水利施設の老朽化が進んでいて、それらの機能を持続的に発揮させていくこと



が必要となっているということでもあります。

最後のところでは、人材の確保における難しさが、農業分野のみならず広がっているということでもあります。

イの評価と課題でございますが、先ほどのような情勢を前提に、「具体的には」ということで、多面的な機能を十分に発揮するための施策を更に進めるという観点から、多面的機能支払制度と中山間地域等直接支払制度などについて施策を進めてきましたと。こうした施策は、荒廃農地の発生防止等に一定の効果を上げてきているというふうに考えております。

「このため」ということで、「小さな拠点」と周辺集落のネットワーク化等の新たな取組を推進していく必要があると。「また」ということで、新たな需要の開拓や若い担い手の確保、魅力ある農村づくり等に向けた取組を促していく必要があるということでございます。

(2) では、グローバル化の進展でございます。

アの情勢であります。新興国の経済成長、所得水準の向上が継続をし、需要の拡大が続くというふうに見込まれるところでございます。

5 ページの真ん中辺でございますけれども、「さらに」のところでございます。こうした食をめぐるグローバル化の動きは更に進んでいくと考えられると。加えて、環太平洋パートナーシップ協定等々の経済連携に向けた動きも更に進展していくと考えられると。

イでございます。2つ目のパラグラフの真ん中辺でございますが、これまで食料供給に関するさまざまなリスクの検証は十分ではなかったと。

1行飛ばしまして、不測の事態が生じた場合の具体的な対応手順も整備されていなかったと。さらに、食料安定供給を確保することについての国民的な議論が十分に深まっていない現状にあるということでございます。

「また」ということで、次の行ですが、農林水産物・食品の輸出や食品産業の海外展開を促進するためのさまざまな施策の強化を進め、事業者等による取組も着実に広がっているが、輸出先国の規制等、依然としてさまざまな克服すべき課題が存在をしていると。

(3) 消費者ニーズと食をめぐる課題の多様化でございます。

アのところでは、2行目から、社会構造、ライフスタイル等の変化を反映して、さまざまなサービス形態等の多様化や高度化が進んでいると。

イでありますけれども、2行目の、生産の低コスト化、高品質化等のための新技術や新

品種の開発、導入等を促進するための施策をこれまで講じてきた。しかし、加工業務用の原料農産物への需要に国内の農業生産が十分に対応できていない面がありますと。

次の段落であります。消費者の食生活等のあり方に関しては、日本型食生活の推進などさまざまな取組を進めてきたが、実践のための課題等は、年齢やライフスタイル等に応じてさまざまであると。

「このため」ということで、今後、消費者各層の多様なニーズや特性等を踏まえ、効果的な推進を図っていく必要があるということでございます。

(4) 構造の変化であります。

アであります。農地集積が一定程度進展をしているということ、また、法人経営体の数は、10年間で約2倍のペースで増加をしていると。企業の農業参入についても自由化され、農業構造は変化してきていると。

7ページですけれども、「しかし」ということで、若い担い手の確保が十分には進んでいないということがございます。

また、この段落の下から3行目ですが、集積された農地は小さな区画のまま分散錯綜している場合も多く、生産性向上の大きな阻害要因となっているということでございます。

イ、評価と課題でございます。

「しかし」のところですが、「担い手」の姿が不明確となったことに鑑みて、今回、再度「担い手」の姿を明確にして施策を推進していく必要があるということでございます。

各都道府県に設立された農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を促進していく必要があると。また、同時に、農業の内外からの青年層の新規就農の促進などを加速していく必要があるということでございます。

(5) 多様な可能性というところでございます。

ページをめくっていただきまして、先ほども出てまいりましたけれども、介護食品や食に関連した健康ビジネスなど新たな分野の市場が拡大すると見込まれるということでございます。

「こうした動きに加え」というところですが、我が国の有するロボット技術やICTといった最先端の技術などの可能性も広がっているということでございます。

イであります。3行目、6次産業化の取組の発展段階に応じた支援などを順次進めてきたところと。今後は、より質の高い取組や、地域に役立つ取組を全国的に創出していく

必要があると。

「また」というところで、研究開発については、現場への技術移転プロセスの抜本的な見直しを進めていく必要があるということでございます。

(6) 東日本大震災からの復旧・復興の状況でございます。

3行目であります。農地の瓦れき等の撤去、除塩、農業用施設等の復旧等を計画的に進めてきているということでもあります。

9ページの3段落目、「他方」のところですが、しかながら、依然として風評被害が払拭されたとは言えないということでもあります。

さらに、諸外国、香港、台湾、中国、韓国など主要な輸出先国・地域が依然として輸入規制を継続している現状でございます。

イであります。2つ目のパラグラフで、復旧・復興に関する取組は相当程度進展したものの、経営再開に向けた取組の加速化が必要であると。また、新たな農業のモデルとなるよう、将来を見据えた復興の取組を進めていくことが求められるということで、風評被害を克服していかなければならないということでございます。

2番のところが、農業や食品産業の成長産業化と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する施策展開ということで、(1)から(7)がございます。

(1) であります。基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保。

(2) のところでは、食料の安定供給の確保のあり方について、国民的な共通理解の醸成、議論の進化が求められているという認識。

(3) では、需要や消費者視点に立脚した施策の展開ということで、マーケットインの発想による消費者ニーズ等への的確な対応や取組を後押しするというところがございます。

(4) では、担い手が活躍できる環境の整備ということで、消費者ニーズの変化等に対応する担い手の育成・確保が鍵、待ったなしの課題であるということでもありますし、やる気のある若者を呼び込むための取組を推進するとともに、担い手が意欲的に経営発展に取り組むことができる環境を整備するというところがございます。

(5) では、農業経営や技術の次の世代への承継を図る取組を推進していく必要があること。それから、生産面においても、気候変動等への的確な対応や環境と調和した農業を推進するというところがございます。

(6) では、新たな可能性を切り拓く技術革新。

(7) では、農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出ということございまして、

2行目からでありますけれども、今後、農業の競争力を強化しつつ、産業として持続可能なものとするとともに、農村を活性化するためには、農業・農村の所得の増大と地域内の再投資、さらなる価値の創出という好循環を生み出していくことが重要ということでございまして、「こうした観点から」と、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等においては、「今後10年間で農業・農村の所得倍増を目指す」こととされており、これに向けて、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大、6次産業化等を通じた農村地域の関連所得の増大に向けた施策を推進するというところでございます。

第2の食料自給率の目標のところは、後で安保課からご説明させていただきますので、29ページまで飛んでいただければと思います。

第3、食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策ということで、1が食料の安定供給の確保に関する施策ということで、(1)から(6)がございまして、

(1)でございまして、食品の安全確保ということでございまして、そのために国際的な枠組みによるリスク管理及びリスクコミュニケーションを行うということ。

①では、科学の進展等を踏まえた取組を強化していくこと。

アで、生産段階における取組ということで、30ページに入っていて、GMP（適正製造規範）やHACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の導入を推進するということ。それから、次の段落では、「農業生産工程管理（GAP）の導入が進んでいるものの」と。農振水産省のガイドラインに則した一定水準以上GAPの普及、拡大を推進するというところでございまして。

イ、製造段階における取組としては、HACCP導入を進めるということで、法律の枠組みなどを記述してございまして。

ちょっと飛んで、②でございまして、食品に対する消費者の信頼の確保ということでございまして、食品表示法のもと、産地判別等への科学的な分析手法の活用等により、効果的かつ効率的な監視を実施し、食品表示の適正化を担保するというところでございまして。

31ページ(2)では、①が食育の推進と国産農産物の消費拡大ということでございまして、2行目ですけれども、健全な食生活を営めるよう、関係府省が、地方公共団体と連携しつつ、食育を推進するというところでございまして。

次の行ですけれども、日本型食生活の実践を推進するということ。それから、次の段落ですが、その実践に係る取組と併せて、学校教育を初めとする幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供を一体的に推進するということを通して、「こうした」のところでは

が、食育活動を通じて学んだことについて、家庭での共有を促進するということとさせていただきます。

国産農産物の消費拡大に向けては、官民一体となった国民運動を推進するということとさせていただきます。

31ページ②で、和食の保護と次世代への継承ということとさせていただきますが、32ページの1つ目のパラグラフの後半部分であります、「「和食」の保護・継承に当たっては」と。和食文化国民会議とも密接に連携し、産学官一体となって効果的に進めると。

(3) で、需要の開拓とさせていただきます。

①とさせていただきますが、農業者が食品産業事業者や他の農業者等とも連携をしつつ、バリューチェーンの構築やイノベーションを通じた新たな価値の創出を促進するということとさせていただきます。

6次産業化等を通じて新たな価値の創出に成功した取組について、その成功の要因、今後の課題等を分析して、その結果を踏まえた現場の取組を促すということ。

それから、6次産業化等の取組をコーディネートする人材を育成するための取組を含め、サポートする体制の充実を図って、取組のさらなる拡大、向上を推進するということとさせていただきます。

②食品産業の競争力の強化ということと、33ページですが、国内農業とも深く結びついた地域の主要産業の一つとして地方創生にも欠かせない存在という視点とさせていただきます。

アが、新たな市場を創出するための環境づくりということと、何度か出てまいります、介護食品や食を通じた健康管理を支援するサービスの分野について参入を促すと。イ、食品流通の効率化や高度化等を図る。ウ、生産性向上等の取組を推進する。エ、環境問題等の社会的な課題への対応を推進すると。

(4) がグローバルマーケットの戦略的な開拓ということと、①輸出の促進ということでは、オールジャパンでの輸出促進体制の整備を図っていきます。

イが、輸出環境の整備ということと、さまざまな取組を掲げてとさせていただきますが、右のページの上から3分の1ぐらいのところとさせていただきますが、訪日旅行客に対する情報提供等といったこと。それから、国際基準に則して、科学的根拠に基づいて検疫協議を戦略的に実施をしていくということとさせていただきます。

ウであります、日本食や日本の食文化の海外展開も推進をしていく。

②食品産業のグローバル展開ということでは、36ページに入ってくださいまして、規制

や制度などのビジネス投資環境の整備を推進すると。併せて、農産物や食品に関する国際規格や基準について、我が国の実態を適切に反映させるための議論に積極的に参加をするということでもあります。

ちょっと飛んで、HACCPをベースとする食品安全管理に関する企画や認証の仕組みの構築と、その国際規格化に向けた取組について、官民が連携して推進をすると。

③が知財であります。高品質な農産物・食品づくりとそのブランド化などにより、新たな価値を創出していくため、国内外の市場において、知的財産の創造・活用・保護を推進するということと併せまして、地理的表示保護制度の活用を促進するということでもあります。

37ページの(5)では、さまざまリスクに対応した食料安全保障の確立ということで、①リスクの定期的な分析、評価等をしていきますということですが、「緊急事態食料安全保障指針」に基づく具体的な対応手順について、関係者に幅広く周知をするということでもあります。

②では、国際的な食料需給の把握、分析をしていきますというのが、次のページの「ア」でございます。イで、輸入穀物等の安定的な確保ということで記述がございます。ウ、国際協力の新展開ということでは、新たな途上国支援の仕組みとして、官民連携によるフードバリューチェーンの構築を推進するということでもあります。

39ページ、動植物検疫措置の強化。

オが、食品流通における不足時への備えの強化でございます。

(6) 国際交渉でございますが、経済連携交渉やWTO交渉に当たっては、食料輸入国である我が国の立場を最大限に反映することを念頭に置きながら、貿易ルールの確立を目指すということでもあります。

40ページ、農業の持続的な発展に関する施策でございます。

効率的かつ安定的な農業経営と。ここでは、主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保しうる経営が、農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが必要ということで、(1)から(8)までの施策を推進するということでもあります。

①では、法人化、経営の多角化を通じた経営発展の後押し。アで、担い手への重点的な支援の実施。イで、法人化等の加速化。ウで、経営の多角化・複合化でございます。

②が、新規就農、人材の確保ということで、アでは、青年層の新規就農。イでは、経営

感覚を持った人材の育成・確保ということで、農業界と産業界が連携した研修教育等を充実をするということでございます。ウでは、次世代への円滑な経営継承が課題であるということでございます。

(2) で、女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備ということで、女性農業者が農業就業者の4割を占めている中で、農村社会では指導的地位や経営主の多数を男性が占めるような状況にあるということ、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めることが必要ということでございます。農業女子プロジェクトの活動も拡大をしていくということでございます。

(3) では、農地集積・集約化と農地の確保でありまして、①のアでは、人・農地プランの活用。イでは、中間管理機構のフル稼働でございます。②で、荒廃農地の発生防止・解消等。③で、農地転用許可制度等の適切な運用でございます。

(4) 。1つ目が、畑作物の直接支払交付金など、担い手を対象とした経営所得安定対策の着実な推進でございます。44ページの②が、経営のセーフティネットとしての収入保険制度の検討でございます。

(5) 農業生産基盤整備ということで、①では、大区画化、新たな農業水利システムの構築を推進といったことが記述をしております。②が、老朽化に対応した水利施設の保全管理ということでございます。③が、農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策。④が、農業・農村の構造の変化等を踏まえた土地改良制度の検証・検討を行いますということでございます。

(6) では、生産供給体制の開拓ということですが、①では米政策改革の着実な推進、飼料用米等の生産拡大ということで、アが、米政策改革の推進。イが、飼料用米等の戦略作物の生産拡大ということございまして、「飼料用米については」と、全国、地方ブロック、各県段階に整備した関係機関からなる推進体制を活用ということで、米産地と畜産現場の結びつけ等の課題の解決に向けた取組を推進するということでございます。

さらに、生産・流通コストの削減と安定的な供給・利用体制の構築を図るための農地集積・集約化を加速化しつつ、フレキシブルコンテナ、純バラ流通への転換、シャトル輸送などの推進を図っていくということでございます。

②では、畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化。③では、園芸作物、有機農産物、薬用作物等の供給力の強化ということでございます。

(7) で、コスト削減、生産・流通現場の技術革新ということで、①のアが、戦略的な

研究開発。イが、技術移転の加速化でございます。②で、規模拡大、省力化や低コスト化を実現するための技術導入ということで、イでは、高付加価値化を進めるための技術導入。ウでは、異常気象などのリスクを軽減する技術の確立ということでございます。③が、農作業安全対策の推進でございます。

(8) 気候変動への対応ということでございまして、緩和・適応策を推進していくこと。生物多様性の保全・利用を推進すること。③で、自然循環機能の維持・増進を図ることということでございます。

51ページ、農村の振興に関する施策でございます。

(1) で、多面的機能支払制度の着実な推進でございます。①がまさにそのことございまして、②が、「集約とネットワーク化」による集落機能の維持。③が、鳥獣被害への対応ということでございます。

(2) が、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出ということで、①が、観光農園、農家レストランなどの多様な取組と融合した事業展開を図ること。②が、バイオマスを基軸とした新たな産業を振興すること。③が、再生可能エネルギーの生産・利用に関すること。④が、農業関連産業の導入による雇用と所得の創出ということでございます。

(3) 多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住ということで、①では、農官連携など、観光需要の開拓を図るといったこと。子供の農業・農村体験が重要であること。福祉農園の拡大といったことが記述されております。

②多様な人材の都市から農村への移住・定住ということで、交流人口の増加を移住・定住へと発展させていくための取組を推進するというところでございます。お試し居住、それから二地域居住の促進などの記述がございまして。

③が、多様な役割を果たす都市農業の振興ということでございます。

4番が、東日本大震災からの復旧・復興に関する施策ということで、①が、地震・津波災害からの復旧・復興。②が、原子力災害からの復旧・復興でございます。

5番、団体の再編整備等に関する施策というところで、アが農業協同組合系統組織でございます。「このため」のところ、地域の農業共同組合については、農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるよう、経営目的の明確化、責任ある経営体制の確立等の観点から見直しを行う。また、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会については、地域の農業協同組合を適切にサポートする観点から見直しを行うということでござ



います。

イでは、農業委員会系統組織。ウでは、農業共済団体。エでは、土地改良区でございます。

最後、第4でございます。必要な事項ということで、(1)が、幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の展開。(2)が、施策の進捗管理と評価。(3)が、財政措置の効率的かつ重点的な運用。(4)が、国民視点や地域の実態に即した施策の決定。

(5)が、効果的かつ効率的な施策の推進体制ということでございます。

○食料安全保障課長 それでは、引き続きまして、食料自給率目標並びに食料自給力の指標について、食料安全保障課のほうからご説明をいたします。

資料につきましては、資料1-2と資料2を活用させていただきたいと思っております。

まず資料2、A4横書きの資料をご覧いただきたいと思っております。

1ページ、表紙をおめくりいただきまして、これまでの基本計画における食料自給率目標の考え方でございます。

平成12年、17年、22年と3回、過去、基本計画を策定しておるわけでございますが、平成12年、17年につきましては、計画期間内における実現可能性を考慮ということで、カロリーベース、12年が45%の金額ベース74%、17年はカロリーベース45%の76%ということでございましたが、5年前の22年計画におきましては、我が国の持てる資源を投入したときに初めて可能となる高い目標ということで、カロリーベース50%、それから金額ベース70%という目標としたところでございます。

前回の目標につきましては検証でご議論いただきまして、その結果としまして、2ページの下に書いてございますように、まず分母につきましては、少子高齢化の進行に伴う摂取熱量の減少を加味して供給熱量を設定すべしと。それから、分子につきましては、2つ目の丸にございますように、目標年度に向けて現実に見合った需要量を想定し、そのもとで現実的な生産条件に見合った生産量を設定するという事で算定すべしということで、企画部会のほうから意見をいただいております。

3ページ目をお開きいただきたいと思っております。

こうした点を踏まえまして、次期基本計画における食料自給率目標につきましては、現行基本計画における検証結果を踏まえまして、計画期間内における実現可能性を考慮して設定ということで、供給ベースにつきましては、現状39%を平成37年度に45%、金額ベースにつきましては、現状65%を37年度に73%と。それから飼料自給率につきましては、現

状26%を37年度に40%ということで目標設定をいたしたいというふうに考えております。

また、これに関連いたします農地面積の見通しにつきましては、後ほどご説明がござい  
ますが、現状454万ヘクタールを440万ヘクタール。それから、延べ作付面積は、現状417  
万ヘクタールが443万ヘクタール。耕地利用率につきましては、現状92%を101%というこ  
とで見込んでおるところでございます。

食料自給率の分子の算定の基礎に当たります生産努力目標と食料消費の見通しでござい  
ますが、目標値を整理したものが4ページ目でございますが、5ページをお開きいただき  
たいと思います。

品目別の食料消費の見通し、生産努力目標、それから、それぞれについての克服すべき  
課題ということで整理をいたしております。

まず、お米のうち米粉用米、飼料用米を除くもの。具体的には主食用米、加工米でござ  
いますけれども、消費につきましては、これまでの傾向を踏まえまして、57キログラムが  
1人当たり53キログラムへの減少を見込みまして、生産努力目標は859万トンから752万ト  
ンと。年間で主食用米が8万トン強の減少が見込まれるということ踏まえたものでござ  
います。

それから、米粉用米につきましては、消費が0.1から0.7に増大する中、生産努力目標は  
2万トンを10万トン。

それから、飼料用米につきましては、現状11万トンの生産量を110万トンということで、  
主食用米の減少見合い分を飼料用米という形で、生産を拡大をしていくという考え方でご  
ざいます。

それから、小麦につきましては、米粉への需要振りかえの中で、需要微減の中で、81万  
トンをパン用、あるいは麺用といった分野への国産麦の需要拡大ということ踏まえて95  
万トン。

それから、大はだか麦につきましては、焼酎用の国産麦の振りかえということで、18万  
トンを22万トン。

大豆につきましては、需要微減の中で、国産原料を使用した大豆製品の需要拡大という  
ことで、20万トンを32万トン。

そばにつきましては、需要微減の中で、機能性を生かした国産そばの需要拡大というこ  
とで、3.3万トンを5.3万トン。

カンショにつきましては、需要微増の中で、消費者の嗜好に伴う需要に対応した供給の

安定化ということで、94万トンから94万トン。

バライシヨにつきましては、需要微増の中で、241万トンから250万トン。

菜種につきましては、0.2万トンから0.4万トン。

それから、野菜につきましては、目標摂取量350グラムに達していないという現状を踏まえまして、需要を92キロから98キログラムに拡大すると。これを前提としまして、生産努力目標を1,195万トンから1,395万トンに拡大すると。

それから、果実につきましては、需要微増の中で、301万トンから309万トン。

それから、てん菜、サトウキビにつきましては、それぞれ25年度の344万トンから368万トン、サトウキビは119万トンから153万トンという形で生産拡大を図ると。

それから、お茶につきましては、需要横ばいの中で、輸出拡大によりまして、生産量を8万5,000トンから9万5,000トンに拡大ということでございます。

それから、7ページが畜産物でございます。

生乳につきましては、飲用需要につきましては減少する中、チーズ用の需要拡大が見込まれますので、需要を89キロから93キロに拡大するという見通しのもと、生産努力目標は745万トンから750万トン。

牛肉につきましては、需要微減の中で、消費者ニーズに対応した特色ある牛肉の供給という点で輸入との置きかえを図るということで、51万トンから52万トン。

それから、豚肉、鶏肉につきましては、1人当たりの需要量横ばいの中で、それぞれ特徴がある豚肉、あるいは鶏肉を提供していくという中での輸入品との代替を勘案して、豚肉が131万トンから131万トン。鶏肉が146万トンから146万トンでございます。

なお、鶏卵につきましては、需要横ばいでございますが、既に輸入割合が95%程度ということでございますので、人口減少見合い分、生産が減少するというところで、252万トンから241万トンということでございます。

それから、飼料作物でございますが、優良品種の普及等によりまして、350万トンから501万トンということで、粗飼料自給率100%ということを目指すということにしております。

それから、魚介類でございますが、食の簡便化に対応するという等によりまして、需要量が27キロから30キロに拡大する中、資源管理の回復・推進を図り、生産量が429万トンから515万トン。

海藻類は、需要横ばいの中で、10万トンから11万トン。

それから、きのこにつきましては、健康志向に対応して需要増を見込み、生産量は46ト

ンを46万トンということで目標を立てておるところでございます。

資料1－2に戻っていただきまして、13ページをお開きいただきたいと思います。

資料1－2の13ページ、第2、食料自給率の目標という、資料1－2の文章編のところでございます。

1番、食料自給率の(1)のところ、基本的な考え方ということで、こちらにつきましては、食料基本法における食料自給率関係の規定をご紹介いたしまして、(1)の最後の行に、「このため」として、食料自給率の目標については、こうした基本法の規定に即して決定するということが記載しております。

また、(2)につきましては、前基本計画における食料自給率の目標の検証ということで、企画部会での検証内容を記述した上で、(2)の最後の行に、特に供給熱量ベースの総合自給率の目標が現状と乖離している状況となっているということを記載してございます。

(3)の食料自給率目標設定の考え方でございますが、14ページをご覧いただきまして、2行目でございますように、前基本計画の検証結果を踏まえ、計画期間内における実現可能性を考慮する必要があるということを記載しております。

また、これに続けて「このため」として、(6)の「重点的に取り組むべき事項」等に取り組むこととし、その場合に実現可能な姿として、(7)の「平成37年度における食料消費の見通し及び生産努力目標」を示した上で、食料自給率の目標等を設定すると。

それから(4)で、食料自給率目標の示し方ということでございますが、記述がいろいろ書いてございますけれども、(4)の下から5行目のところでございますように、供給熱量ベースと生産額ベースの総合自給率の目標をそれぞれ設定すると。

それから、(4)の最後の行にありますように、併せて飼料自給率の目標を設定するということが記載しております。

また、(5)といたしまして、食料消費及び農業生産の課題といたしまして、①に食料消費に関する課題、それから15ページの②に生産に関する課題ということで記載をし、

(6)の食料自給力向上に向けて重点的に取り組むべき事項ということで、①として、食料消費面におきまして、アとして、国内外での国産農産物の需要拡大。イとして、食育の推進。それからウとして、食品に対する消費者の信頼確保という点を記載しております。

また、16ページの②のところ、農業生産につきましては、柱書の2行目のところに、マーケットインの発想による多様かつ高度な消費者ニーズに対応した国内農業の生産を拡

大することが重要と記載した上で、アとして、優良農地の確保と担い手への農地の集積・集約化。イとして、担い手の育成・確保。ウでは、農業の技術革新や食品産業事業者との連携による生産・供給体制の構築等の実現ということに記載し、(7)の自給率の目標の①のところで、食料消費の見通し及び生産努力目標ということで、17ページから22ページにかけて、先ほどご説明をさせていただいた食料消費の見通し並びに生産努力目標ということで記載をさせていただいております。

また23ページ、上の第2表では、これも先ほどご説明させていただいた農地面積の見通し、延べ作付面積、耕地利用率を記載しております。

また、23ページの②食料自給率の目標でございます。これの第3表ということで、供給熱量ベース、生産額ベース、それから自給率につきましての目標値を第3表に掲げております。

また、その下では、注書きといたしまして、食料自給率の分母、分子の値を記載しておりますところがございます。

以上が食料自給率の関係でございます。

それから、24ページからが、食料自給力の関係でございます。

24ページ(1)の食料自給力指標の考え方でございます。これまで、この企画部会で数次にわたってご議論いただいた内容を、まとめて記載をさせていただいております。

(1)の最初のパラグラフは、食料供給に関する特別世論調査において、国内生産による食料供給能力の低下を危惧する回答が大部分を占める結果になったこと等を踏まえれば、食料の潜在生産能力とその動向を併せて示すことにより、国民の共通理解を醸成するとともに、食料安全保証に関する国民的議論を深化させていくことが必要と。

それから、第2パラグラフでは、「他方」ということで、従来の食料自給率については、①、②、③にあるような内容で、食料の生産能力を示す指標としては一定の限界ということでございます。

それから、第3パラグラフにつきましては、「こうした中」ということで、仮に輸入食料の大幅な減少といった不測の事態が生じた場合には、国内において最大限の食料供給を確保する必要があるということではございますが、我が国が有する潜在的な食料生産能力をフルに活用することとすれば、生命維持に必要な食料の生産を高めることが可能であることから、平素からその時点における我が国農林水産業が有する潜在生産能力を評価しておくことが重要と。

ただ、他方で、その次のパラグラフにありますように、過去50年にわたり農地面積が減少傾向、さらに主要穀物等の単収の伸びが近年鈍化ということで、食料の潜在生産能力の低下が懸念される状況ということでございますので、過去からの動向も併せて示すということによって、潜在生産能力の状況について国民の正しい理解を得ていくことが重要と。

その上で、「このように」のパラグラフの①にございますように、食料自給率が近年横ばいで推移する中、国内の潜在生産能力が徐々に低下しているという実情にあると。

それから②として、現在の食生活を前提とした作付体系から供給熱量等を重視した作付体系とすることにより、食料の潜在能力を発揮すれば、より高い食料供給量を得ることが可能ということを示すことによりまして、国民の共通理解醸成、それから食料安全保障に関する国民的議論の深化を図るということでございます。

その次に、「このため」ということで、こうした潜在生産能力をフルに活用することにより得られる食料の供給熱量を示す指標として、食料自給力指標を試算すると。

これによりまして、その次のパラにございますように、豊かな食生活が維持できている中であって日ごろは深化が図られにくい我が国の食料安全保障に関する国民的議論を深め、その上で、国において生産者には農地等の農業資源や農業技術等のフル活用、消費者には国産農林水産物の積極的な消費拡大や農山漁村の重要性に対する理解の促進、さらに食品産業事業者には国産農林水産物の積極的な活用・販売や生産者と一体となった新たな取組の展開等を働きかけることにより、食料の安定供給の確保に向けた取組を促すということとしております。

それから、(2)の食料自給率の示し方でございます。

これまでご説明をさせていただいた①から④のA、B、C、Dの4つのパターンについて試算をするということ。それから、関連指標をお示しすることが記載をしてございます。

26ページをご覧くださいまして、3行目からア、イ、ウとして、試算に当たっての前提とした前提条件を記載し、その後、「また」ということで、食料自給力指標については、その動向を定期的に点検する観点から、食料自給率の実績値と併せて、毎年、直近年度の値を公表するということでございます。

この前提のもとで試算をいたしました、25年度における食料自給力指標を26ページに記載をしてございます。

1番上が、939キロカロリーというのは、25年度の食料自給率の分子の値、それから、

その下にパターンAからA、B、C、D — A、Bが米、麦、大豆中心。それからC、Dが芋類を中心に作付した場合というものの食料自給力指標を算定いたしまして、これを1人・1日当たり推定エネルギー必要量、それからもう一つは1人・1日当たりの供給熱量、具体的には自給率の分母でございますけれども、これと対比をする形でお示しをするという形でお示しをしております。

また、27ページは関連指標をおつけし、28ページにつきましては、食料自給力指標、これを昭和40年までさかのぼりまして、下からパターンA、B、C、Dとそれぞれごとにここまでの推移を記載しております。特に、平成2年以降、食料自給率が17年にわたりほぼ40%前後で横ばいの中で、自給力につきましては減少傾向ということが見てとれる次第でございます。

なお、注書きに、「栄養バランスを一定程度考慮する」というのはどういう場合かということに記載をさせていただいております。

それから、恐縮でございます、資料2にもう一度戻っていただきまして、17ページを開きいただければと思います。

資料2の17ページに、食料自給率の目標の前提としたデータということで、生産努力目標に加えまして、10アール当たり収量、それから品目ごとの作付面積、飼養頭羽数、それから品目別自給率を掲載させていただいております。

それから、18ページから自給力関係で、パターンA、B、C、Dごとの試算の前提いたしました農地の作付の考え方というものを、A、B、C、Dごとに21ページまでおつけしております。

また、22ページからは、A、B、C、Dごとの想定される具体的な食事内容というものを、そのそれぞれごとの栄養素の充足の程度と併せてお示しをしております。

また、34ページに飛びまして、説明の中で、自給率がほぼ17年間横ばいの中で自給力が下がってきているという状況を、34ページに一覧性を持たせる形でおつけしております。

私のほうからの説明は以上でございます。

○農村振興局次長 それでは、資料3をご覧くださいと思います。

本資料につきましては、平成37年度における農地面積を見通したものでございます。

1枚めくっていただきまして、新たな基本計画の農地面積の見通しにつきましては、近年の農地の転用面積、あるいは荒廃農地の発生面積の趨勢を踏まえながら、新たな基本計画の期間における荒廃農地の発生の抑制、荒廃農地の再生に関連する施策の効果を織り込

みまして、平成37年度の農地面積を、一番下にありますように440万ヘクタールというふうに見通したところでございます。

まず、左側の趨勢に従いますと、農地の転用につきましては、近年の農地転用面積、年平均1万ヘクタールございますが、これをもとに平成37年までに約11万ヘクタール減少するものと推計しております。

また、荒廃農地の発生につきましては、近年の荒廃農地の発生面積の趨勢、それから中山間地域等直接支払等の現行施策が実施されないと仮定した場合に発生すると想定される荒廃農地の面積をもとに、平成37年度までに約21万ヘクタール減少するというふうに推計しております。

平成26年度の農地面積450万ヘクタールを基準といたしまして、この趨勢が今後も継続した場合には、平成37年度時点の農地面積は420万ヘクタールになると推計しております。

一方、右側の施策効果につきましては、まず、荒廃農地の発生抑制効果としまして、平成26年から本格稼働しております農地中間管理機構による担い手への農地集積を初めとして、多面的機能支払制度、それから中山間地域等直接支払制度の施策の効果によりまして、平成37年までに約14万ヘクタールの抑制効果を見込んでおります。

また、荒廃農地の再生対策を実施することによりまして、平成37年までに約5万ヘクタールの再生を見込んでおります。

さらに、平成23年度の東日本大震災による被災した農地約1万ヘクタールの復旧を見込んでおります。

これらの施策効果を織り込みまして、平成37年度時点で確保される農地面積は、約440万ヘクタールと見通したところでございます。

次のページになりますけれども、ただいま説明さしあげました農地面積の見通しと近年の農地面積の推移についてグラフ化したものでございます。平成26年度の452万ヘクタールを基準といたしまして、趨勢によれば黒い線で推移し、平成37年には約420万ヘクタールに減少すると見込んでおるところ、ここに赤い矢印の施策効果が20万ヘクタール加わりまして、平成37年には440万ヘクタールと見込んだものでございます。

資料3については以上でございます。

○経営局経営政策課長 経営局です。続きまして、農業構造の展望について説明させていただきます。資料4でございます。

1 ページ目でございますが、農業構造の展望につきましては、基本法において、国は効



率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するために必要な施策を講ずるとされておりまして、今回の基本計画の見直しに当たりましては、基本法に基づいて、担い手の育成・確保、担い手への農地集積・集約化を進める上でのビジョンとして、担い手の姿を示すとともに、望ましい経営構造の姿を明らかにしております。

また、それと一緒に、農業労働力の見通しについても、これは望ましい農業構造の実現のためには必要なものでございまして、この見通しについても併せて提示をさせていただいております。

2ページ目でございます。

まず、担い手の姿でございますが、効率的かつ安定的な農業経営となっている農業経営体及びそれを目指している農業経営体の両者を合わせて「担い手」というふうに考えたいというふうに思っております。

効率的かつ安定的な農業経営というのは、これは農業の主たる従事者の方が、その地域の他産業の従事者と同等の労働時間で遜色ない水準の生涯所得を確保し得るような、そのぐらいの経営になっている経営体と、それを目指している経営体とするんですが、具体的なものとしましては、この（１）、（２）、（３）にございます。「認定農業者」、まず効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営改善計画を作成して、市町村から認定を受けている認定農業者。それと、将来認定農業者になると見込まれる「認定新規就農者」。3番目でございますが、将来法人化して認定農業者になることも見込まれる「集落営農」。この3つを「担い手」というふうに考えておりまして、これらに対して経営所得安定対策を実施したり、出融資等の施策を行いまして、農業経営の支援をしていくというふうになっています。

この図にございますけれども、認定農業者の中には個人の方もいらっしゃいますし、法人の方もいらっしゃいますし、またリース方式によって農業参入されているような企業の方もいらっしゃると。そういったところが「担い手」の姿になってくるだろうというふうに考えております。

隣のほうにいきますと、望ましい農業構造の姿でございますけれども、これまでの構造展望では、農業経営体数ということを書いていたんですが、今回の構造展望では、担い手の農地利用のカバー率をもって農業構造の姿をあらわしたいというふうに考えております。

担い手の農地利用面積、過去10年間で全農地の利用の3割から5割まで増加している中で、これを踏まえまして、今後10年間で、この担い手のカバーする率を8割までアップしたいというのが、この農業構造の姿でございます。

続きまして、3ページ目、4ページ目をご覧くださいと思います。

農業労働力の見通しということでございます。この構造を目指していく中で、農業労働力がついているかという話なんでございますけれども、この農業労働力というものについては、「農業就業者」という概念を考えておりまして、基幹的農業従事者と雇用者、特に常雇いの方、その方を合わせて農業就業者というふうに考えています。この現在の状況、平成22年のものがこの表の左上のところがございます。現状219万人いらっしゃるんですが、これを見ていただくとおり、60歳以上が大変多く、7割が60歳以上になっています。今の傾向でいきますと、平成37年には、趨勢でございますけれども、170万人にこれは減るんです。特に60代以下が87万人というふうに、90万人を切るぐらいの水準に減っているだろうというふうに見通されます。

この水準なんでございますけれども、どういうことかという、4ページ目の付録というところがございます。

農業就業者の必要数ということで、どのぐらいの方が働いておられれば、現在の生産がある程度確保できるのかということを試算したものでございますけれども、この右側のほうのグリーンのところ、土地利用型作物以外の、野菜ですとか、果樹ですとか、畜産につきましては、現在でも主業農家がほとんどを占めていらっしゃいますので、基幹的農業従事者約50万人、それから雇用者10万人と、合わせて60万人。この60万人は今後も必要だろうというふうに仮定をしております。一方で、土地利用型の作物でございますが、農地全体の中の8割程度がこちらなんですけれども、そのうちの自給的農家の方を除いた8割が担い手に集積されるというふうに考え、そうすると大体300万ヘクタール程度なんですけれども、構造改革がある程度進んだとして、1人が10ヘクタールを耕作するようなものが実現するとしても、これは30万人が必要だと。30万人と60万人を合わせて90万人程度はいらっしゃらないと、なかなか今の生産を確保するのは難しい状態になってくるのではないかとというふうに考えております。そのため、展望のところに書いてありますけれども、特に年齢構成がアンバランスになっている現在の状況に対して、特に40代以下の農業への参入者、その方々を現在の倍にすると仮定した展望が、この「平成37年（展望）」でございまして、これになりますと、60代以下で101万人ということで、90万人のラインを上回るような

方々が働いていただけるようになります。特に、若い方の就農のペースを上げていくということが必要なんだということを、展望のほうでは書かせていただいております。

以上でございます。

○政策課長 続きますして、資料5-1、農業経営等の展望についてのご説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、1ページからでございます。

2ページの四角のところですけども、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等においてはということで、原案の12ページで紹介させていただいた記述を書いております。左側に農業所得の増大、右側に農村地域の関連所得の増大の双方を推進するということでございます。

3ページ、マクロでの道筋とミクロでの道筋の、2つの道筋を示していくということで、4ページから12ページまで、マクロの道筋を品目ごとに示しているということでございます。これは、前回の企画部会でもご説明させていただいたとおりであります。

13ページであります。農村地域の関連所得の増大に向けた対応方向ということで、特に今後成長が期待できる加工直売とか輸出、ここに掲げてございます7分野につきまして、6次産業化に係る市場規模を拡大するとともに、これに伴う付加価値のより多くの部分を農村地域に帰属させて、地域内に雇用を生み出すことで所得の増大を目指すということでございます。14ページから17ページまでに、この関連所得の増大に向けた対応方向を書いております。

18ページに、今回試算を掲げさせていただいております。

18ページは農業所得の試算でございますして、10年後に見込まれる品目ごとの農業所得を試算をして、それらを積み上げたということでございます。上の四角の(3)のところにごございます試算の前提でございますが、生産量については、食料自給率に係る生産努力目標を使ってございます。価格などについては、現状と同じというふうに仮定をさせていただきます。下の表のところですけども、お米から、米粉用米から、ずっと25年度のものの合計が2.9兆円。37年度について試算をしたものが3.5兆円ということでございます。

19ページが、農村地域の関連所得の試算についてということでございまして、先ほどご説明をした考え方でありまして、今後成長が期待できる7分野を対象にということで、各分野の市場規模に付加価値率を乗じたものとして試算をさせていただきます。(3)に試算の前提というものがございます。今後成長が期待できる7分野ということで、関連所

得、25年度は現状の試算、37年度は将来の試算ということでございます。加工・直売0.41兆円といったところが、37年度は1.06兆円になることが見込まれるということで、それぞれの分野ごとの数字、それから7分野合計の数字を示してございます。

以上であります。

○政策課技術調整室長 続いて、ミクロの道筋の経営展望についてご説明をいたします。政策課の技術調整室でございます。

ページをおめくりいただいて、20ページをご覧ください。

これまでご説明してきておるとおり、農業経営モデルの例示と地域戦略の例示、経営展望については2つのものを今回作成するというところでございます。

農業経営モデルの例示のほうは、地域の効率的かつ安定的な農業経営の具体的な姿を示して、農業経営における所得増大の道筋の具体的な例をお示しするというものでございます。

地域戦略の例示のほうは、地域農業と関連産業の連携で6次産業の事業に取り組む、そうといったことで、地域として農業所得と関連所得の合計が増大する姿がイメージできるように具体的に例示するといったような内容になってございます。

21ページをご覧ください。

農業経営モデルの考え方でございます。もう既にご説明しているとおりでございます。右側にあるとおりの、主な営農類型、さらには主要な地域なども考慮して、35のモデルを策定しております。

目的・位置づけ、提示する姿など、ご説明しているとおりでありますが、ポイントを1つ申し上げるとすると、今回のモデルは、基本的に現場にある事例をベースにして作成するというところでやってございます。

さらには、今回は最終的に経営指標の試算を行っておりますけれども、前提条件としては、マクロと同様に、例えば農産物価格とか補助金とかは、原則25年度の値を用いて算定したところでございます。

具体的なモデルの姿は後ほど見ていただきますので、このまま前へ進ませていただいて、22ページをご覧ください。

今回、35のモデルがあるということですので、簡単に全体のモデルのポイントを申し上げますと22ページのとおりでございます。

1つは、所得の大きな経営ということになると、規模拡大ということが最初に思いつく

ところですが、今回のモデルとしては、規模拡大は当然のこと、それだけではなくて、例えば、水田作における野菜の導入といったような経営の複合化や収益性の向上といったような取組。さらには加工や販売まで、農業生産から更に進んで取り組むような6次産業化の取組。こういったような、さまざまな経営発展の方向を組み合わせて、各品目の実情に応じた経営モデルをいろんな形で示しているということでございます。

さらには、ポイントとして、下のところに「新たな経営展開のモデル」というふうにございますけれども、例えば、水田作で100ヘクタールを超えるような、地域の農地の受け皿になるような大規模法人が出てきている姿ですとか、集落営農で広域化してできてきている法人の姿、さらには施設園芸で、生産だけじゃなくて、調製・出荷まで一気通貫で行うような新たな次世代施設園芸の姿、そういったものもございますので、そういう今後の農業にとって重要になるであろう経営のモデルなんかも組み合わせて作っているところでございます。

23ページをご覧ください。23ページから27ページまで、35のモデルを具体的に、試算結果も含めて書いてございます。

23ページが水田作のモデルになります。7モデルございます。ここだけ簡単にご紹介をさせていただきたいと思っております。

7モデルありまして、家族経営のモデルが3モデル、法人経営のモデルが4モデルというふうな形になっております。

例えば、1番目のモデルと3番目のモデルが、家族経営で水稲、麦、大豆を中心に、規模拡大を目指すようなモデル。それぞれ25ヘクタール、30ヘクタールといったような規模を実現するようなモデルになってございます。

さらには、下から2つ目は、同じように家族経営なんですけど、限られた規模の中で、今度は水稲や土地利用型の作物の面積を拡大するのではなくて、施設園芸を導入して、規模の限られた中でも所得を増やそうというふうな経営の姿。

さらには、法人経営として、2番目、4番目、5番目といったような形で、いろんな法人経営を示していますけれども、野菜を導入する経営の姿であったり、もしくは100ヘクタールを超えるような、土地利用型作物で大規模化を目指すような経営の姿であったり、そういったような形のものを示してございます。

一番最後の7番目は、先ほど申し上げましたけれども、集落営農で、小さな農家の方々が集まって集落営農を作って、さらには担い手の確保のために広域化して、水田作の効率

化を図ったり、さらには野菜や加工直売などにも取り組むような集落営農の姿も示してございます。

水田作の例を申し上げましたけれども、24、25、26、27ページと、それぞれの営農類型に応じて、それぞれの品目、類型の実情に応じたような形の経営の姿を、現場の例をベースに作成しているところでございます。

続いて、次の地域戦略のほうの、28ページまで飛んでいただけますでしょうか。

28ページの地域戦略は、そのイメージに示してございますとおり、地域農業と関連産業で連携して、地域で農業所得と関連所得の増大の姿を示すというものでございます。

これまでもご説明してはございますけれども、28ページの右側にあるとおり、20個の事例を今回作成しております。

上からさまざまなパターンがありますけれども、1番目のグループは畜産クラスター、次世代施設園芸といったような生産流通システムを地域で、例えば外部の支援組織なんかも入れて取り組んでいこうというふうなもの。

さらには、2番目のグループは、食品企業と連携する。農業と地域の食品企業が連携して、両者がウイン・ウインとなる形で所得を増やしていくような姿。

さらには、3番目のグループとしては、輸出、薬用作物、有機など、新たな需要にトライするようなもの。

4番目のグループは、地域の特産物を活用して、加工に取り組むなどで高付加価値化を図ったり、所得を増やす姿。

さらには、地産地消で、小さな農家さんも含めて、直売所を中心に出荷ができて所得を増やすというような姿。

最後の3つのグループは、農村資源の埋もれた資源の活用ということで、直売所だけじゃなくて、農作業体験、農村レストラン、さらには都市農村交流、さらには観光なんかと連携したりするようなもの。最後に、再生可能エネルギーの活用と、こういったようなさまざまな事例を示してございます。

29ページから31ページまで、それぞれ概略・概要を示してございます。

続けて、もう一つの資料5-2のほうの別冊を簡単にご紹介をさせていただきます。

今申し上げた農業経営のモデル、さらには地域戦略の例示、それぞれを1つずつ、モデルを1枚ずつで整理してございます。

1ページをご覧になっていただいて、農業経営モデルのほうを見ていただきますと、そ

それぞれのモデルについて、技術・取組の概要というということで、こういった取組をすれば、所得なり経営なり改善されるかというふうなことをお示ししていきまして、さらには経営発展の姿ということで、経営指標の試算結果なども示してございます。

続けて、地域戦略の例示のほうも見ていただいて、36ページです。取組の概要と、地域での取組の姿。さらには最後に試算結果というふうな形で、36ページに書いてあるとおり、それぞれのモデルについて示しているところでございます。

説明は以上でございます。

○農林水産技術会議事務局事務局長 農林水産技術会議事務局でございます。

資料6-1と6-2をお願いいたします。

新たな農林水産研究基本計画についてでございますが、本年1月に、この骨子案につきましてはお説明を申し上げたところでございます。

本日は、2月の技術会議で議論されました原案につきましてお説明いたします。

ポンチ絵のA3のほうを使わせていただきます。

新たな農林水産研究基本計画では、今後10年程度を見据えた研究開発の重点目標と、それを実現するための推進施策とございますけれども、策定方針といたしましては、上の四角の右側に3点掲げております。生産現場等が直面する課題を速やかに解決するための研究開発を強力に推進します。それから、最先端技術シーズを国際農林水産物のバリューチェーンに結びつける新たな産学官連携研究の仕組みを作ります。それから、中長期的な視点で取り組むべき課題についても、基本的な方針を定め、着実に推進します。

進め方でございますが、3本立てで、1つは「研究開発マネジメントの改革」、左側の四角でございますが、これは産学官の関係者を巻き込んだ研究開発の戦略づくりに始まり、PDCAサイクルをきちんと回していこうということでございます。

2つ目は、「技術移転の加速化」でございますが、右側の四角ですけれども、異分野の技術を有する大学や異業種の民間企業等と連携して、革新的な技術を生み出すとともに、それら技術をスピード感を持って事業化に結びつける産学官連携研究を推進するということと、普及組織や担い手との協働による研究開発によって、現場適応性の高い技術を生み出していくということ等を記述しております。

一番下の細長い四角でございますが、「多様な「知」の創出のための環境整備」といたしまして、国立研究開発法人の改革、人材育成を初めとする研究基盤の強化、国際連携などをうたっております。

実際の研究は、次の紙を見ていただきたいと思いますけれども、第2の農林水産研究の重点目標でございます。

重点目標の最初の柱として、「生産現場が直面する課題を速やかに解決するための研究開発」ということで、21の重点目標を設定しているところでございます。

それから、重点目標の2つ目の柱として、「中長期的な戦略の下で着実に推進すべき研究開発」を位置付け、この6本の基本的な方向に即して、戦略的に研究開発をやっているところでございます。

以上の原案の内容を更に吟味いたしまして、来週の技術会議におきまして議論をして、この食料・農業・農村基本計画の決定に併せまして、こちらの農林水産研究基本計画も決定していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○農村振興局次長 それでは、資料の7-1を見ていただければというふうに思います。

基本計画の見直しと並行して議論を進めております、活力ある農山漁村づくりに向けたビジョンにつきまして、昨年7月から開催しております検討会での報告書の取りまとめについてご説明いたします。

このビジョンにつきましては、6名の有識者からなる検討会におきまして、これまで議論を進めてまいりましたが、今月下旬に報告書として取りまとめを行うこととしております。

報告書におきましては、昨年12月に取りまとめた中間報告をベースとしながら、検討会での議論を踏まえまして、都市と農山漁村を人々が行き交う動き、これを「田園回帰」と呼びまして、こうした動きを農山漁村に活力を与えることに結びつけるための、魅力ある農山漁村づくりに向けたビジョンを取りまとめることとしております。

資料7-1を簡単にまとめたものが資料7-2になります。7-2、A3版を開いていただければというふうに思います。

かいつまんで申し上げますと、まずは、右側にありますように、農山漁村に仕事を作る。そして、左の上に書いてありますように、集落間の結びつきを強める。そして、左下、都市住民とのつながりを強める。こういった3点を基本的な視点としまして、魅力ある農山漁村づくりに向けたビジョンを提示しておるものでございます。

また、報告書におきましては、これから地域で魅力ある農山漁村づくりに取り組もうとする方々に対しまして、実践活動を行う際の道しるべとなるように、取組のポイントとい



ったものを併せて提示することとしております。資料7-3でございます。

この取組のポイントにおきましては、現場での取組を永続的なものとするため、1枚めくっていただきまして、目次にありますように、まずは住民全体での話し合いにより、地域住民の間で危機感や目指す方向を共有する。

そして、補助金だけに依存することのない自立的な活動とするため、地域内経済循環を目指す取組などにより、地域全体での所得のかさ上げを図る。

さらには、ステップアップに向けて地域資源の維持・管理、あるいは地域活動の継続を目指す組織の法人化が有効である、こういった3つのポイントを示しており、実践活動のポイントと、それに取り組む先行事例の紹介を通しまして、現場の第一線での活躍が期待される方々の第一歩を応援したいというふうに考えております。

報告書に関する一連の資料につきましては、現場での実践活動に取り組む方々に加えまして、これから農村とのつながりを持ちたいと考える都市部の人々も含めた、第一歩を踏み出そうとする全ての方々を後押しするためのものとして作成しており、広く現場にて活用されることを期待しております。

また、今回取りまとめる報告書につきましては、本日もご議論いただいております新たな食料・農業・農村基本計画の閣議決定と併せまして決定・公表する予定となっております。

私のほうからは以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。一連の資料をご説明いただきました。

それで、この後、意見交換ということになるんですけども、始まって1時間半ぐらいたちました。本日は長丁場でございますので、一旦ここで休憩を入れまして、短いんですが、5分後ぐらいに再開させていただきたいと思っております。あそこの時計でおよそ15時再開ということで一旦休憩をとりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

14時55分 休憩

15時03分 再開

○中嶋部会長 それでは、再開したいと思います。

本基本計画（原案）につきましては、全ての委員の方にご意見を伺いたいと思っております。順番にご発言をお願いいたします。4名程度続けてご発言いただいたところで、事務局から回答をお願いいたします。前は五十音順にご発言いただきましたので、今回は

その逆の順番でご発言いただきたいと思います。

それでは、山内委員、よろしくお願いいたします。

○山内委員 本当にお疲れさまでした。前回もさまざま意見申し上げましたけれども、特に第1のところ、今まで行ってきた施策の評価と課題について明示していただき、ありがとうございました。また、前文の前書に追記されましたが、と農村の潜在力に着目していただき、新たな動きにも言及できた点、それから2ページのところには、産業政策と地域政策が両輪であるということを示されたことについては、よかったです。

ただ、食料自給力につきましては、何度も私意見申し上げたが、最後まで、残念ながら私の申し上げたこと、つまり、現在の生産力を示すものとして、新しく食料自給力という指標を打ち立て、今後の目標を設定し、そこに向かっての構造計画を具体的に立ててほしいと申し上げましたが、最終的には、私のその意見とは違う形での食料自給力になりました。私は、論議を重ねることができてよかったですとっております。また、私の申し上げた内容につきましては、食料自給率の説明に、生産力目標を掲げていただいたので、私の意見を含めていただけたと理解しています。

一点、意見を申し上げたいのですが、今回、新しく自給率が設定されましたが、国民によく理解していただけるように、引き続きコミュニケーションをしていくことが重要とっております。今回、前回と比べてカロリーベースの食料自給率目標が数値では下がりましたが、これは生産者の方や政府のやる気が下がったということではなくて、むしろ現実をきちんと踏まえて、しっかり施策を打っていくために設定されたものだというふうに理解をしております。とりわけ、分子となります国内の食料生産が、消費者のニーズに沿って生産されていけば、国内の農業生産力の維持・発展につながっていくというふうに確信をしております。このように、生産者、消費者、国民のさまざまな方に、きちんと正しく今回の作ってきたものと目指したいものを理解してもらえよう、マスメディアの方への分かりやすいプレスリリースですとか、各地での広報活動、それから国民とのコミュニケーションに、最大限今後も努力をしていただきたいというふうに思っております。

最後に1点、資料2の34ページで潜在的な力の自給率のものですけれども、今までの推移が出まして、併せて今日説明にもございましたが、カロリーベースの自給率、そのものは余り変化をしていないけれども、生産力、自給力のほうが下がっているという参考の図が示されました。このことが日本の生産力の推移の現実だというふうに思っております。この辺りは、現実の農業の力を示す分かりやすい図だと思いますので、これも利用し、国

民に広く伝えていきたいと考えております。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、三石委員、お願いいたします。

○三石委員 大部の資料をいろいろまとめていただきまして、本当にありがとうございました。今まで1年かけて議論してきた内容、かなりいろいろな形で取り込まれていると思っております。ここまで来た段階ですので、若干のコメントを含めてお話ししたいと思っておりますが、一つは食料安全保障に対する国民的な議論の深化ということをしっかり何カ所でもうたっており、その結果として自給力というものを改めて設定したということです。自給率に関しては山内委員のコメントと近いものがありますので省きます。自給率に関しては、私は、これはこれなりに初めて作った、しかもこれから5年間、これがどういう形で活かされていくのかというところで本当に真価が試されるのではないかなと思っております。ですから、今後、行政、自治体、それから教育機関、いろいろなところで、この食料自給力というものを自給率と一緒にどのように活用して、どういうふうに理解していくのか、そういったことがしっかりと見られていく段階になるのではないかなと思っています。

2点目としては、基本計画の中で最初からずっと読んでいて感じていたのですが、9ページ以降の施策の推進に当たっての基本的な視点というところがあります。ここは非常にコンパクトに各項目がまとめられています。今後、多分説明するときにはだと思いますが、余りにもコンパクトになり過ぎていて、キーワードが入っていないケースがかなりあります。議論してきた人間にとっては、これは何を言っているのだということが分かっても、初めて聞く人間にとっては、これは一体何のことだというケースが出てくる可能性があります。したがって、文章云々というよりも、説明の段階でかなりキーワードを補いながら実施していくことが必要なのかなと思います。特にキーワードというのは、後半29ページ以降に個別の内容のところ大事な言葉がかなり入っていますので、それを少し留意していただきたいなという気がいたします。どんなによい計画を作っても、実行していくためにはその内容を正確に理解していただくことが必要ですし、それを繰り返し聞いている人たちが分かるように伝えていかないと、どうしようもないですね。ですから、前のほうと後ろのほうで、前段では言わずに、後段で詳しく説明しているから良いというものではなく、そこをしっかりと補いながら説明していくという意識が必要になるのかなという気がします。

それからごくわずかですが、最後に60ページあたりを見ますと、若干個別の用語でまだページによって違った、単純なエディティングというか、校正のミスだと思いますが、そういうものが少し見受けられますので、そこら辺をしっかりと整理して頂きたいと思います。そうでないと深読みをしてしまうときがありますね。言葉の深読みをしてしまうと少し意味が変わってしまうことがありますので、その辺はまた事務方で全体を良く見ていただけたら良いのではないかなと思います。表現の統一も含めてという意味で、一つ話をしておきます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、松本委員、お願いいたします。

○松本委員 では私のほうから4点ばかりちょっと触れさせていただきたいと思います。

1点目は、所得の拡大、所得倍増といいますかそれに絡みまして、これは本文の中で何か所か地域内の再投資とか循環とか、そういう用語が織り込まれているということで、これは大変よかったなという率直な気持ちです。是非、そういう実現を進めてもらいたいと思います。

それから2つ目ですけれども、これは43ページになりましょうか、農地の利用集積、農地中間管理機構、大きな政策の目玉ですけれども、関連しまして、今大変現場は努力しておられるというふうに聞いておりますけれども、ここではいわゆる再生利用可能な遊休農地の解消とか、そういう観点で整理されている。長い文章ではなかなか難しいので簡潔に書いてありますが、実は現在の作付けされている農地においても、条件は不利というところは、現実にはなかなかこの機構に受けてもらえないというこの現場での話があるんですね。これは全国あると思います。片方で、452万ヘクタールを放っておけば420万ヘクタールになる。この再生とか、それから荒廃を抑制することで、440万ヘクタール、こういう方針を出しておられる。なかなか前回よりは、かなり現実を見てこの推計なさっておるといふふうには思うんでありますけれども、現場のこうした機構なり、装置が実際には動かないということになれば絵に描いた餅になるので、その辺りをやはりきちんとこれからの7年、8年、成果が出るように、不断のこの装置の見直しも、あるいは運営の見直しも、やはり頭に置いておく必要があるのではないかと。基本計画でもそういうことをやはりきちんと位置づけておくべきことではないかと、こういう観点が2つ目です。

それから、今ほどのトータル440万ヘクタールの農地の確保の点についても、お聞きし

ますと、このたびの国会と申しますか、地方分権でこの農地の転用許可権限が大臣から地方へ移譲ということが、大きな法律改正の目玉になったというふうにお聞きしております。いろいろテレビや新聞で出てございますけれども、ややもすれば、どうも現場ではこの際、また緩んでこの転用がやりやすくなるのではなからうかというような、あたかもそんな話が飛び交っているようにも聞きます。それは違うんだということを、きちんとした判断の基準は法定されておいて、きちんとおこなわれているわけですから、それを現場の首長さんとか、現場にもっとはっきりとやっぱり伝えていかなければいかんのではないかと。誤解された形では、また何か雑音が入って、おかしくなっていくと。基本計画にも農地の全体の面積にも大変悪影響を及ぼすと、こういうことがありますので、ここは入口のところで、きちんと押さえておいていただきたいという感じが3つ目です。

それからこれは少し私のほうの関係に絡むんでありますけれども、57ページから58ページの団体のところでありますけれども、とりわけ農業委員会系統組織についての記述をいただいているわけですが、58ページの2行目ですね。大変今、政府、それから与党、今国会に改正法案を出すということで、大変な作業が進められておるということでありますけれども、ここに現行のこの農業委員の選出方法について、適切な人物が透明なプロセスを経て確実に就任する云々と。いささかこれは現場の農業委員さんから申しますと、これまでがこういう適切な方法で選出されてこなかったかというように誤解を与える。基本計画でこういう書き方がありますと。むしろ、今は公職選挙法を準用いたしまして、まさにこれ以上の公正公明な選出方法があるのかと問われれば、私は答えることはできないんですね。選挙はやられておるけれども、無投票だと。こういう仕組みなんですね。そこをどうも間違っただけではないかと、せつかく新しいこの制度に組みかえていくといったときに、こういう観点でやるのかということになりますと、要らぬあつれきが出るので、ここはきちんと淡々と書き込んでいただいたらいいのではないかと。要するに今、私も聞いておるんですが、農業委員の選出方法について、市町村議会の同意を得て、市町村長が任命する制度に変えていくということで、今、制度の変更をするのだという趣旨だろうと思っておりますけれども、そういうことで書いていただきたいというようにこれは注文いたします。

以上です。次官もおられますので、ひとつよろしく願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、藤井雄一郎委員、お願いいたします。

○藤井（雄）委員 まず基本計画全体通して、私のほうから発言させていただいたところで、まず輸出に関する取組、防疫であったり、情報をとっていくとか、そういったとこ

ろは十分に反映していただけたのかなと、非常にうれしく思っております。やはり長期的に考えた場合に、今後の輸出というところは非常に重要なところになってきますので、そこが基本計画に強く盛り込まれていることは、非常にうれしく思っております。

もう一点、私の発言の中で再三言っていたのが、人材の確保というところだったんですけども、そこに関して言うと、やはりなかなか先ほど展望のほうでも若者の確保の重要性ということが書かれておりましたけれども、触れられていないわけではないんですけども、やはりもうちょっと踏み込んだ書きぶりがほしかったなというふうに思っているんですけども、まず率直な感想としてはこの2点です。

今回、ちょっと発言させていただきたいのは3点ありまして、まず第1に、自給力についてです。自給力について、初めて数字が入ったものを拝見いたしました。これ見方によっていろいろ変わると思うんですけども、特にパターンCとパターンDについての場合、基本計画で26ページのところにありますけれども、1人1日当たり推定エネルギー必要量、2,147キロというラインがありますけれども、これに関してCとDが超えているということがあります。今までやはり食料自給率という話の中で39%しか供給されていないという話があった中で、自給力という見方で見ると、なんだ足りているのではないかというような誤解といいますか、これは実際の数字ですので、そのように受け取って、今までの自給率というものに関して、過剰に国民に不安感を与えていたのではないかという議論にならないか、私のほうではちょっと心配しております。その辺りをやはり丁寧な説明をした上でしっかりと伝えていってほしいというふうに思っております。

自給力に関して、十分自分では説明を聞いた中で、現実とは違う中で、仮定された推定値ということで理解はしているんですけども、ひとり歩きした場合にその辺りがどうなっていくのか、非常に不安なところがあるというふうに感じております。農地面積の推移等もありますので、自給率の今後の推移についても是非触れていったほうがいいのではないかなというふうに思いました。

また、自給力というのを数値が入った中で捉える中で、農地の確保というところはこれで見られるんですけども、それ以上に人的要素の荒廃というものが、もっと激しいように感じます。ここに関しては、この自給力では捉えられていないということも、併せてしっかり伝えていかなければならないのかなという気もいたしました。そして、パターンDの試算というか、これを現実的に行う場合に、この前提条件を全部クリアするということは、一体どういうことなのかということも、併せてしっかりとこの自給力について伝えて

いかなければならないなというふうに思いました。実際には技術の問題、労力の問題、あるいは流通や保管の問題、いろいろなものをクリアするのは、果たしてどういうことがあるのか。そこまで含めて考えないと、安易にとられかねない。安易に日本の農業はまだまだいけるというふうにとられないかということ、逆の面からちょっと心配してしまうなというふうに思いました。

次に飼料用米についてです。飼料用米については、中身にも触れられていますので、これは現実面の対応として、やはりインフラの整備が必要だということと、価格面のところで実際の輸入穀物と比較して、畜産農家が使えるという、有利な条件という形でやっていただかないと、なかなか需要のほうで進んでいかないということがあるかと思います。これほど基本計画の中の数量に盛り込まれていますと、やはり畜産のほうでしっかり使っていくという話で考えなければならぬんですけれども、価格の高いものを無理して買ってくれというのはなかなか難しいところもありますので、その辺り、現実的な対応、そしてあと弾力的な対応をしていただかないと、なかなかこの目標達成が難しいのかなという気がいたしました。

3つ目、経営展望についてです。ちょっとこれは細かい話になりますけれども、北海道の500頭規模法人について、ちょっとここのみの非常に細かいお話になってしまい恐縮なんですけれども、やはり私とほぼ同規模の法人経営の中で、ちょっと現実離れしているのではないかなという感じがいたしました。主たる従事者の所要の労働時間、1,900時間というのも、なかなかロータリーパーラーを使って効率化というのは分かるんですが、現実の酪農場で1,900時間というのがなかなか難しいと。実際、30%労働時間を削減というふうに書いてありますので、現実、その3割増しぐらいという感じだと思うんですけれども、なかなかそこまで労働時間を削減できるかということと、あと農業の所得ですね。これは8人、1人当たり700万程度ということですが、現状同規模の酪農経営でそれほど農業所得が上がっているところがあるのか、ちょっとかなり奇異に感じました。法人の経営になりますので、個人の所得という形で見ると、ちょっとよく分からないところもあるんですけれども、北海道の酪農法人に関しまして言いますと、非常に今自己資本率が低い状態が続いていると。非常に金繰りも悪いというところもありまして、それは私たちの仲間たちで集めているデータの中にもそういうものがある中で、ちょっと現状とかなりかけ離れているという気がいたします。所得に関してもこれほどの所得が上がっているのであれば、今現実、酪農のメガファームが設立がかなり鈍くなっているという現状もあるんですけれ

ども、そんなことはないと思います。

非常にそういった北海道の酪農法人の厳しい現状が、これではちょっと十分に捉えられないですし、こういうモデルに向けていくというのであれば、非常にいい未来ではあるんですけども、楽観的過ぎないかなというふうにちょっと危惧しております。

この経営展望に関して、繰り返しになりますが、法人を進めていく中で、個人の所得というところだけで見ますと、法人としての経営実態が正直よく分からないというところもあります。今後、やはり法人を進めていく中では、そのほかに法人としての経営実態をモデル化するという観点も必要ではないのかなというふうに思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。今、4名の方にご発言いただきましたので、ここで区切りまして、事務局のほうから必要に応じてご回答いただければと思いますが。

○食料安全保障課長 食料安全保障課でございます。

山内委員のほうから、自給率、自給力に関しまして、ご見解をいただいたところでございます。現実の生産量を自給力と定義せよということにつきましては、従来からその部分は生産努力目標という呼び名を使っておりましたので、今回もちょっとそういう形でワーディングのほうは整理をさせていただいた点は、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、あと今日の自給率目標についての政府農水省原案の正式発表は、この会議をもって正式発表ということなのですが、ちょっとその正式発表の前に、幾つかマスコミで目標引き下げと、こういう報道がされたことは事実でございます。この点につきまして、山内委員のほうからございましたように、また私も今日ご説明させていただきましたように、今回の自給率目標の設定は、引き下げということに主眼があるのではなくて、計画期間内における実現可能性重視という観点で、5年前の計画の検証、これもしっかりと踏まえて、なおかつ、生産目標年度における品目ごとの需要がどうなるのか、あるいはその中で人口の減少、少子高齢化の進みぐあい、そういったことも全て勘案をした中で、品目ごとの需要に対応する生産目標の積み上げという形で積み上げた結果、こういう目標になっているという点については、しっかりと対外的にも説明をしていきたいということで、私どももそういう考え方で今後進めていきたいというふうに思っております。

また、自給率、自給力、両方を含めまして、分かりやすいパンフレットなどを作りまして、広報活動、あるいは私ども職員が直接地域に出向くなどして、国民、各界、各層の



方々に、今回の私どもの自給率、自給力指標の考え方、こういったものをしっかりとご理解いただけるように、PRに努めていきたいというふうに思っております。

また、三石委員のほうから、自給力について今後5年間の真価が試されているということで、今後どう活用されていくのかと、こういうご指摘がございました。私どもも同じ認識でございまして、昭和50年の農政審議会からこれまで定性的な議論という形で自給力というものが語られてきたところを、今回、初めて指標化ということに踏み切ったところがございます。また、今申し上げましたいろいろな形での広報・PR活動の中でしっかりとご説明をし、またそれに対していろいろなご意見、あるいはご議論もあろうかと思えます。また、説明の中で申し上げましたように、毎年8月ごろに自給率実績を公表するのと併せて、この自給力の値、次は今年の8月に26年度分を発表させていただくことになると思います。これからそういった発表の実績も重ねていく中で、よりよいものにしていければというふうに考えておる次第でございます。

それから藤井雄一郎委員のほうから、Cパターン、Dパターンについて、十分足りているというふうに受け取られかねないという点が心配であるということについて、ご指摘をいただきました。私ども本文にも例えば24ページの下から5行目の①のところにも書きましたように、今回の自給力指標につきまして、これは国民の方に共通理解を持っていただくということが重要かと思っておりますので、いたずらに不安をあおることでもいけないと思っておりますし、あるいはいたずらに楽観をあおることでもいけないのかなという思いでまとめさせていただいております。結果につきましては、確かにCパターン、Dパターンにつきましては、一定水準を超えるという結果になっておりますが、逆により現実の食生活に近いAパターン、Bパターンはこれには届かないと。また、昭和40年以降の推移というものを見ますと、特に平成に入ってから自給率横ばいの中でどんどん下がってきているということもメッセージとしてお伝えをし、その中で食料安全保障に関する議論を深めていただくということにつなげていきたいというふうに考えております。

また、試算に当たりまして前提条件としました点についての具体的なクリアということが示せないかと、こういうお話がございました。この試算に当たりましては、どうしても試算でございますので、一定の前提を置かないと、ちょっと計算はできないと、こういうちょっと事情もございます。また、この点は先行のイギリスも同様でございますけれども、完全にパラレルに今回のA、B、C、Dでイメージをした内容と完全にパラレルになるわけではございませんけれども、1月の企画部会でご説明いたしました不測の事態に対する

対応手順というもので、具体的な対応の手順をお示しをしております、そういったものはある意味、具体的な事態を想定する場合の一つの参考になるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○農村振興局次長 それでは、引き続きまして、松本委員のほうから、農地転用の地方分権についてのご指摘がございました。委員ご指摘のとおり、今回の見直しについては地方に権限移譲は行いますけれども、それは決して転用基準を緩和するものではありませんということは、私ども常々申し上げている次第でございますけれども、今後ともそういった趣旨の啓発なり、普及につきましては、引き続き努力してまいりたいというふうに考えております。

○経営局経営政策課長 引き続きまして、松本委員から、まず農地の中間管理機構の活動についてということでご意見いただきました。農地中間管理機構、実質本年度、初年度でございます、各地で活動を始めておりますけれども、これから事業は本格的に推進されていくという中で、やはりきちんと毎年毎年の実績というか、そこをしっかりと見ていかなければいけないなというふうに思っております。おおむね権利移動が終了いたします3月末時点のデータをもとに、機構の活動の検証・評価を抜本的に行って、この結果を含めて機構事業を軌道に乗せるために具体的な対応策というのを考えていかなければいけないなというふうに思っております。

これについては、各県ごとの実績というのをしっかりと見て、初年度の実績が低調であっても、2年度しっかり取り組むというめどが立っているところはともかくなんですけれども、そうでないところについては、抜本的にいろいろやり方については再検討していただくように要請をしなければいけないなというふうに思っているところでございます。

一方で、機構の事業を軌道に乗せるためには、借り手については公募でかなり手が挙がっているところなんです、やっぱり貸し手のほうはなかなか公募したからといって出てくるとは限りません。そのため、人・農地プランとの連携、人・農地プランで話し合いをする中で、貸し手側も、例えばあと何年したらリタイヤするからもう農地を出して、そのときにできるだけまとまった形でというふうなことを、やはり話し合いの中でやっていただくように、人・農地プランの見通しをしっかりとやっていくということも、とても大切なことだというふうに思っております。

機構だけではなく、市町村ですとか、農業委員会の協力を得ながら、この人・農地プラ

ンをしっかりやっていくということについても、我々もしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

もう一点、松本委員のほうから、団体のところで農業委員会の記述についてご意見をいただきました。農業委員会については、今、担い手への農地の集積ですとか、集約化、それから新規参入の促進、それから耕作放棄地の発生防止・解消にいろいろ貢献していただいているところがございますが、地域によってはいろいろ、評価がされていたり、されなかったりというところも事実としてあると思います。そのため、今、松本委員からもご紹介がありましたけれども、農業委員の中でも担い手など、農業経営に取り組んでいる方が主体となって進めるようにということで、公選制から市町村の選任制ということで議論は進んでおります。現在のこの選挙制が不透明ということではないんですけれども、農業委員の過半を認定農業者の中から選任するようにするために、公選制から市町村議会の同意を要件とする市町村の選任制に改めると。その際、市町村長による委員の選任に当たって透明なプロセスを経る必要があることから、市町村長には事前に地域からの推薦・公募を行うということ、それからその結果を公表、尊重するというのをやっていただきたいということもございまして、こういう記述になっているところがございます。

○事務次官 今の経営局からのお答えでは、まだ納得されていないという感じがいたしました。まさしく趣旨自体は平形課長のほうからご説明したようなことではありますけれども、受け取られ方として、気にされているということも踏まえて、その点については少し検討させていただきたいなというふうに思います。

○中嶋部会長 では先に、生産局。

○生産局生産振興審議官 藤井委員からまず飼料米についてご指摘がありました。まず、飼料米の価格については、確かにこだわって相対により少し高い値段で取引されることもあるんですけれども、一般的に配合飼料メーカーに供給されるものについては、輸入トウモロコシ見合いの価格で取引されていますし、このような価格であれば更なる需要も存在すると言われております。そういう点ではご心配のように、高値で引き取ってくれというようなことを想定をして、この数量ということで考えているということではありません。また、實際上、作るほう、それから使われるほうでインフラの整備、ここのところは畜産サイドではリース事業、それから生産サイドでは、主食用米の需要が減っていく中で、乾燥調製施設をうまく再編・整備するような形で、飼料会社等から求められるバラ流通等に対応できるような形での整備、こういうものを進めているところであります。

それから経営展望の500頭規模のものところで、ご指摘がありました。まず、基本的に私どものほうで、北海道の酪農経営の近年の生産費の推移などを見ても、頭数、規模が大きくなればなるほど、効率的な飼養管理を行うための施設機械への投資が大きくなる。それから流通飼料の購入量が大きくなっていく。そういうようなことになると、労働費のほうは下がっていくということはあるんですけども、経産牛1頭当たりで見たときの物財費が上がっていくということも、確かに結構あります。飼料価格が高水準で推移している中で、購入飼料が多くなってきますと、なかなか所得の増加に結びつかないというか、所得率がなかなか上がってこないという、要因になっていると解析しています。

今回提示をしました500頭規模のモデル、そういう点では雇用労力も活用しながら、飼料自給率を70%にするということで、経産牛1頭当たりの飼料費を低減をして、所得を上げる姿として書かせていただきました。フリーストールとか、ロータリーパーラーという非常に省力的な施設を入れて、4戸の農家さんが一緒になって分業もしながら効率的に、なおかつ飼料自給率を上げて稼げる姿ということで、一つのモデルとして書かせていただきました。そういう点では委員のご指摘の認識と、結構一致はしているのかなと。やはり飼料を自給していく、きちんと作っていくということが所得を上げていく上で重要ではないかというふうに我々としては考えているということです。

○政策課技術調整室長 捕捉、ちょっとさせていただいて、今、ほとんど経営展望に関しては生産局からご回答させていただいたとおりでございますけれども、今、このモデルが現状の姿のモデルなのか、それとも将来目指す姿なのかという質問についてお答えします。例えば労働時間1,900時間となっていますが、当然北海道の酪農の今の現状を考えればこういう労働時間では済まないということは十分理解しております。今回の経営展望で示しているそれぞれのモデルというのは、効率的かつ安定的な経営体、すなわち将来他産業並みの労働時間で、他産業並みの所得を得られるようなモデルと描いているものです。将来、そういう姿を実現しようとするもので、今回のこのモデルがそういう意味からいくと、現実というよりこれから先将来、実現していくものとして策定しているものでございます。そういう意味では、今ほど生産局から説明があったとおり、さまざまな可能と考えられる取組、総動員して入れた形になっていて、特に大規模化すると増高する餌の問題などに対応し、所得を確保したモデルとなっています。

いずれにしても、そういうモデルの位置づけということをご理解いただいて、こういう実現に向けて進めていくためのモデルということで、示していきたいと考えております。

最後に、法人の場合、こういう示し方ではないのではないかというお話がございました。今回のモデルは、主たる従事者に着目して、他産業並みの所得が得られるよう検討したモデルとして作成しているものです。そういったことがあって、最後の集計の仕方が主たる従事者の所得という形で整理をしているところがございますので、先々、法人についてどう考えるのかというふうなことは、今後また考えていくとして、今回の基本計画に関してはこういう整理の中でさせていただければというふうに思っております。

○中嶋部会長 10年後のモデルということですが、なるべく早く達成しなければいけないと思いますけれども、それは経営の改善についてのさまざまな政策の実施、それから技術の開発なども併せて行っていくことによって、是非とも実現していただきたいなと思います。法人化がますます進むと思いますが、それをどのように捉えて、政策の中に反映させていくかということも、是非今後のご検討に加えていただければというふうに思います。

それから、三石委員のほうから表現について、もう少し注意深く対応してほしいということがございました。ちょっと具体的にどういう点かということも含めて、後でまた伺います。

松本委員からも先ほどご指摘があった点も含めて、また検討させていただくということだと思うんですけども。とりあえず、ここで一旦事務方からのご返答は終わらして、再び委員からのご発言をいただきたいと思います。

藤井千佐子委員、お願いいたします。

○藤井（千）委員 私はまず最初に少し細かいんですけども、表記等について気になった点を何点か申し述べたいと思います。まず24ページの食料自給力のところです。考え方のところで最初の5行、必要であると書いてあるんですけども、24ページの下①のこの食料自給率が横ばいで推移する中、潜在生産能力が徐々に低下しているというその実態を、最初に書いたほうがいいのではないかなと思います。ここはただ世論調査の結果等と踏まえたような書き方をしているので、世論調査の結果もそうだけれども、潜在能力自体も徐々に低下しているんだということをここにきちっと考え方のところに押さえておいたほうがいいと思います。

それから34ページに、オールジャパンでの輸出促進体制の整備とあります。ここの最初の行に、「これまでの輸出促進の取組は、産地単位の取組にとどまり、」と書いてあるんですけども、産地単位というよりも今自治体がすごく、県なり、市なりが先行して、

農産物輸出に力を入れているという実態はあるんですね。だからこれからそれをオールジャパン体制にしていく場合に、先行している自治体をどう巻き込んでいくのか、どうオールジャパンにするかということが、とても大きな課題の一つになるのではないかなと思うんですよね。だから、この「産地単位の取組にとどまり、」というところを、この部分に自治体とか、もちろん産地もありますし、地域経済団体などをきちっと書き込んでおいたほうが良いと思います。

それからちょっと細かいんですけども、35ページのウ、輸出促進等に向けた日本食や日本の食文化の海外展開のところ、上から6行目から以下です。「このため、在外公館」のところなんですけれども、このパラグラフは海外向けと国内向けと、一緒くたに書いてあるので、これは海外向けはこういうことをやるんですよ、国内向けはこういうことをやるんですよということをきちっと分けたほうが良いと思います。最初のところで、上から3行目の「調理師等の育成」までが海外対象ですね。その後、国内対策としては、「外食メニューの多言語化の推進等による」というふうに分けたほうが良いと思います。

すみません、細かくて。40ページの下から4行目、農業経営の法人化等の加速化のことですけれども、下から4行目。大規模な家族農業経営や集落営農等に対して、この農業経営の法人化というのは、規模の大小でしょうか。これはやっぱり効率的な経営をしていくためには、法人化というのは一つの大きなメリットになると思いますので、これは大規模とか小規模とかに限る必要はないのではないかなと。法人化を促進していくということではないかなと思います。

それから47ページの③、園芸作物、有機農産物、薬用作物等の供給力の強化と3つを1つにまとめてあるんですけども、これは園芸作物とそれ以外を分けたほうが、私が良いと思います。野菜、果樹という千芸作物は、もう日本の農業の主要な部分を占めているわけですよね。それに対して有機農産物、薬用作物というのは非常に有用だから、まだ生産はわずかだけれども、これから力を入れていきますよということで、2つの立ち位置はちょっと違うと思いますので、きちんと分けたほうが分かりやすいし、対策も効果的になされるのではないかなというふうに思います。

全体的に原案に目を通して感じたことは、基本計画を国民に分かりやすく説明してほしいと。この基本計画って何ですかと言われて、最初から最後まできちんと読んでください、そうしたら書いてありますというのは、いかにも不親切です。多彩な人材に農業に参入してもらいたいという、今まで農業にほとんど関わりのなかった人たちにも、読んでもらい、

関心を持ってもらうためにはもうちょっと分かりやすいパンフレットを作るとかいうふうにして、例えばキャッチーなコピーをつけるとか、いろいろなあの手この手で分かりやすくしてほしいと思います。全部読む人はほとんどやっぱりその専門の仕事についている人であって、それ以外の人たちは最初から、ああもうやめておこうというふうになると、せっかくいいものを作っても何もならないと思います。

それともう一点、私この場で何度か女性農業者について意見を言いました。それで42ページに、女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備ということで、コマをきちんと立てていただいたことは、よかったかなと思います。中身もかなり私が発言したようなことも入れていただいたので、よかったかなと思っておりますが、これが最高ではないし、最適ではないと思うんですね。もっともっといろいろなさなければいけないことはありますけれども、これは環境整備の第一歩ということで、これからの取組を強力に進めていただきたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、萬歳委員お願いいたします。

○萬歳委員 私の方から何点かお話し申し上げたいと思います。まず、国民理解という観点からの話であります。

今回の原案では、直面する課題への対応、まさに改革の必要性、あるいはマーケットインの発想という、これは重要であるという認識で強調されておるわけであります。このこと自体、私も否定するものではありませんし、むしろ問題の意識は共有をしております。その一方で、農業・農村に対する国民理解についてのメッセージ性が弱いということを指摘せざると得ないという考えを持っております。

現行計画では、国民一人一人が国産農産物に込められた農業・農村の価値の評価、あるいは国民全体で農業・農村を支えている社会というようなメッセージがうたわれているわけであります。日本型食生活、あるいは食育など、あるべき食生活の提起、あるいは都市・農村交流などを通じまして、農業・農村の価値を国民一人一人にご理解をいただき、国民全体で農業・農村を支えるというメッセージが不可欠ではないかという思いをいたしております。そういう面で、国民理解に対してのこの方向づけをお願いできればというふうに思います。

次の点、食料自給率目標の見直しであります。食料自給率の目標につきましては、平成

12年、17年の基本計画では、基本的には食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指すことが適当とした上で、実現可能性を考慮し、45%ということで設定をしております。今回の原案では、この5割以上を目指すことが適当である旨が抜けております。今回、自給率目標を5%引き下げた中で、食料自給率向上への国の姿勢が後退したと言われかねないような印象を文言から感じます。5割以上を目指すことが適当という文言は残すべきではないかという思いをいたしております。

次に、食料自給力の指標化でありますけれども、食料自給力という新たな提案につきましては、以前、国民の理解や共通の認識がない中で、誤ったメッセージにならないように留意が必要と申し上げてまいりました。私と同様に、そういう意見を述べた委員も多かったと認識をいたしております。しかし、先週末のマスコミ報道では、いざというときに生産できれば、自給率が高くなくても構わない、あるいは目標が下がることによって予算の効率化が進む可能性があるなどの、本来の趣旨から逸脱をした解釈をなされている報道がありました。食料自給率の指標化というのが、農業振興、農政推進を後退させるようでは、まさに本末転倒であります。そのようなことが国民的な理解として広まっていかにように、基本計画成立後も速やかに農林水産省挙げて国民理解に努めてもらいたいという思いであります。

続きまして、原産地の表示の関係であります。原料原産地表示につきましては、外食事業者に関しても明記をいただいたことは評価をしたいと思います。今後は外食メニュー等の適切な表示につきまして、着実に実施されるように推進をお願いしたいと思います。一方、加工食品に関する原料原産地表示につきましては、以前、義務化対象を早急に拡大する旨、要望いたしました。しかし、今回の案では、拡大に向けて検討するとの表現にとどまっております。義務づけを着実に拡大するとの前回の基本計画からは大幅にトーンダウンしております。外食事業者同様、適切な表示を推進する等、表現を統一的にお願い申し上げたいということでもあります。

次に、TPP交渉についてであります。TPP交渉につきましては、重要品目の再生産が引き続き可能となるように交渉を行うとなっておりますが、国会決議にはそれ以外にも多くの事項が明記されております。政府としてはあくまでも国会決議に基づき、交渉を行うとの姿勢を堅持していることを、基本計画の中で位置づけるべきではないかとの思いであります。

続いて、飼料用米等の戦略作物の本作化についてであります。飼料用米等の戦略作物に



については本作化を推進するという文言が明記をされたことは評価をいたしたいと思います。その上で、生産現場から施策の継続性を求める意見が多く出されております。政策につきましては、継続的、あるいは安定的という観点から、是非入れていただきたいという思いであります。

続きまして、畜産・酪農対策であります。まさに畜産・酪農経営につきましては、過去例のない危機的な状況でございます。そのような中で、地域の関係者が連携する畜産クラスターは生産現場での期待が高く、生産基盤の維持・拡大や、飼料用米等を含めた国産飼料の活用拡大にも資する政策であると考えております。JAグループとしても、多様な経営が地域の特性を踏まえて発揮できるように畜産クラスターに積極的に参画をし、取組を進めていきたいと考えております。

都市農業についてであります。都市農業の振興については、原案の内容におおむね異論はございません。若い世代など、国民の多くが都市に住む現状を踏まえますと、都市農業を振興し、国民が身近に農を感じ、触れ合う機会を増やすことは、時代の要請であります。都市農業の振興が日本農業全体の理解と発展につながると考えております。こうした観点から、政策の展開を期待いたします。

最後に、東日本大震災の関係であります。東日本大震災からの復興対策につきましては、27年度をもって集中復興期間とされた5カ年を終了することになりますが、原発事故の爪跡が大きく残る福島県を中心に、復興はいまだ道半ばであります。JAグループとしても先日、震災復興を風化させない、継続して取り組むことを基本的な考え方とし、JAグループの総合事業を通じまして、被災地の営農、地域生活の復興に貢献していくことを決定いたしました。国としても、安倍総理が、夏までの次期5カ年計画の策定を各省庁に指示されたと同っております。今後は復興の進捗状況に合わせまして、予算の見直しや重点化を図りつつ、きめ細かな対策が必要であるという思いがございます。被災地の農業者からは、JAグループの要望をくみ取り、計画決定を進めていただきたいという話が出ておりますので、是非ともその面で東日本大震災には再度そういう内容で、5カ年計画の策定を願いたいという思いであります。

以上が私からの考えでございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、生源寺委員、お願いいたします。

○生源寺委員 以前のものに比べて、恐らくかなりのボリュームのものになったように感

じております。これは事務局、随分ご尽力いただいて、丁寧な説明をしていただいたということもありますし、自給力の指標なんかにつきましても、試算の前提条件なんかをある意味ではトレースできるような形で提示されていることとか、それからこの審議会、企画部会の特に前半の検証の中身を、文章の中に反映させたというようなことが、多分ボリュームの大きなものにつながったのではないかというふうに思っております。これは悪いことではないと思いますけれども、しかし量が多くなっておりますので、社会的な、あるいは国民の皆さんへの発信という点では、一工夫いる面もあるかなというふうに思っております。

それから検証の中でも話がありましたけれども、数字ありき、あるいはかけ声に後からそれに合わせて中身を検討するというような形は避けようという、これはある意味で共有されていたと思いますけれども、そういう姿勢でもって全体が貫かれているかなというふうに思っております。つまり可能なことと、それから不可能なことを見極めるということ、それから農林水産省の所管の範囲の領域で何ができるかというようなことをお示しいただいているような形になっているかと思っておりますので、この点もいろいろ私も申し上げましたけれども、評価させていただきたいというふうに思います。なお、かなり考える材料、あるいは議論していただく材料になるようなものも含まれているというふうに思います。特に、自給力の指標は今回新しく提示したものでありますので、これはむしろ議論をいろいろ重ねていただくこと自体に私は意味があるように思っておりますので、その意味でも意義のあることだというふうに思っております。

それから、近年、全体がそうだとは言いませんけれども、ある領域ではかなりぶれが大きい政策が展開されてきたところがありますけれども、例えば担い手のコンセプトについて、改めてきちんと共通認識を持って、その上で政策を進めていくと。まだ多少、収束し切れていない部分もあるかと思っておりますけれども、全体としては安定して、ぶれの少ない政策へという方向も打ち出されているのではないかというふうに思っております。

それで、私、企画部会には一人の委員として参加して、かなり言いたいことを申し上げてまいりました。それから事務局の皆様には具体的にかなりいろいろ検討をお願いしてきたこともございますけれども、今日は恐らく企画部会としては最後になるのかなという気持ちもございますので、多少、答申をまとめていく会長としての自覚を少し持った形で発言をさせていただきました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 一番大きな基本計画の柱の自給率目標については、理論的に、あるいは数字的に整合性を持ってまとめていただいたということに対して、ご慰労申し上げたいと思いますが、先ほど萬歳委員さんもおっしゃいましたように、やはり本来国民がいついかなるときでも飢えない、あるいは日本の農業のあり方として本来の目標はどの辺にあるのかということをもっと明確にした上で、到達可能な計画というふうに落とさないと、一部新聞で報道されていますけれども、引き下げというイメージは、どうしても数字が下がるわけですから、つきまとうということですよ。何人かおっしゃいましたので、重複しますが、やはりその辺の説明をきちっと国民に対しても間違ったメッセージにならないように、伝える必要があるということで、そのためには過去どういう政策がだめで1%の数字が動かなかったのかということも、まず明確にする必要があるのではないかと。その上で、今後どうしたらこの45という数字に到達することができるのか、政府の責任、それから生産者、あるいは生産者団体の責任、それともう一つは需要構造の変化によって自給率はやっぱり振れるということでもありますから、国民が果たすべき役割ですよ、後で申し上げたいと思っていますけれども、食べ物の危機のところでは、予測できるパターンと予測できないパターンがやはりあるんだろうと思うんですね。特に自然災害なんていうのは分からないときに襲ってくるわけですから、そういったときに例えば国民の役割として、お米の5キロや10キロぐらい備蓄しておけばいい話ですよ。それぐらいのことは国民に対してもきちっと迫っていく必要があるのではないかなという気がしております。

あとは政策の手法ですよ。どうしたら、あるいはどういう予算のつけ方、配置の仕方をすると、自給率が上がるのかということをもっと明確にして、そこに向けての政策を打っていないと、同じことを繰り返してしまうのではないかなという。そうすると、この基本計画そのものの意味を、国民が非常に大事な議論をしたんだというふうに受けとめてもらえないのではないかと。5年ごとに議論はしているけれども、全然動きませんねと。何やったんですかということに陥ると、農業政策に対する国民の信頼に関わる問題にやはりつながっていくのではないかなというふうに思いますので、是非この辺は基本計画は基本計画としてまとめていく。これが終わりではなくて、是非同時並行で政策の質を上げていくというか、効果を上げていくというふうに取り組んでいただければなというふうに思います。

また、その関係でいうと、ページでいうと24ページ辺りになるかなと思いますが、危機に対していろいろな施策とか、チェックリストとか、いろいろ用意はされたんですが、予測できない危機、それから危機が発生した場合と施策、対応する場合の時間差ですよ。食べ物ですからストックがない場合、国民はやっぱりパニックに陥っていく。そういった場合、どうするのかということも、少しやっぱり考えておく必要があるのでは。例えばもう現実には起きているのは、港湾ストライキで一部外食のジャガイモが入ってこなかったとか、今起きているバター不足はどうやって起きたのか、その世界の人に言うと、あれは分かっていたんだとこう言いました。政府は分かっていたのかという話になります。是非、そういったことも含めて、検証いただければなというふうに思います。

それから潜在生産能力ということでは、基本的に高齢化でありますとか、後継者が決定的に不足しているというのが現状起きています。ではこのことに対しては本当に今ここに書かれている基本計画が有効に機能するのかとどうか。これは是非含めて検証をお願いしたいというふうに思います。

それからちょっと飛びますけれども、ページでいうと、15ページ、原料原産地の表示、これはいろいろな、特に外食産業さんとかはガイドラインを作られたりして取り組まれておるんですけども、最近特に首都圏に来て私外食しますと、一体この米はどこだろうという、何を食わされているんだろうって分かりません。小粒米があったり、破碎米があったり。やっぱりここはもうちょっと、どこの国に行っても自分の国の食料を守ることが非常にきちっと対応されていますよね。日本もちゃんとやっているようで、まだまだやれていないのではないかと。ですから基本計画は一応5年区切りになっていますので、5年以内にきちっと徹底するぐらいのことはやっていただきたいなと思います。

あと、担い手の育成・法人化ということが、かなり具体的に今までの発言を踏まえて書いていただいていたかと思いますが、これをでは具体的にどう進めるんだといったときにずっと気になっているのは、現場で農業改良普及員はではこのことにどういう役割を果たすのか、あるいは食料事務所の職員さん、まだかつて1万人いらした方はまだ6,000ぐらいいると聞いたんですけども、こういった人をきちっと活用して、今後の日本農業の生産の安定、法人化が有効な手段であるとすれば、こういった方たちが十分に役割を発揮できるように関連する法律の改正ですとか、そういったことも積極的にやっていただいたほうがいいのではないかなというふうに思いました。

少し話が行ったり来たりしますが、8月に自給率を毎年報告しているよということであ

りますけれども、この企画部会なり、この自給率が上がった、上がらなかった、単年度で数字は出ていくんでしょけれども、これをきちっと点検をし、課題を明確にして、次年度につなげていくような点検なり検証なりする、そういう会議をちゃんと設置して、農水省も少し外部の目を入れてやられたほうが、お互い緊張感を持って目標に向かった努力が積み重なっていくのではないかなというふうに思いますので、是非ご検討をしていただければというふうに思います。

それと、ページでいうと32と33にかかるかと思いますが、農業・農村の振興という視点から、ここに書かれている再生エネルギーとか、医食の連携でありますとか、6次化とかと書かれているんですけども、これは政策の枝と葉の部分だろうと思うんですね。やはり幹の部分として、例えば地域循環をベースにした、幾ら自給率を言っても、エネルギーが来なくなったらアウトなわけですから、肥料も飼料も、あるいはエネルギーも、できるだけ自給できるような生産体制、地域政策をやはりまず作って、その上で6次化なり再生エネルギー、地域医療ということをやはりくっつけていかないと、政策が全然一貫性としてとられていない。今までの時代って非常に高度成長する中で、専門品目を選択的集中でやって、確かにその効率性はあったんですけども、今のエネルギー事情とかいろいろ読みますと、ここであたわれている農家の所得なんかは上げると言っているんですけども、我々から見ると上がらないなどはなから思っています。上がることを期待はしていますけれども、なかなか実際的には上がっていかないのではないかと。それは、生産の仕組みそのものを根本から作りかえるぐらいの取組に変えていかないと、今までの延長線上の単品を作って、どう売ろうかという発想だけではうまくいかないのではないのでしょうかということでもあります。

それから、ページでいうと33ページの食品流通でありますけれども、これは私も委員になって、卸売の検討委員会をやっておりますが、市場制度、青果、食肉、鮮魚、全くこれ性格が違うんですね。これを一緒に議論するというのはちょっと無理があるということと、農家の所得と関係しますけれども、産地から消費地に運ぶ運び方、それから売り方もかつてからすると、ネット通販があったりテレフォンショッピングがあったり。でもそれは個別に運ぶわけですので、基幹物流を地方市場はうまく生かしながら、例えば九州から築地なり大田なりに運んできて、そこから小口の分散させるような、根本的なその物流の見直しをやらないと、ここ3年間ぐらい我々の負担というのは、運賃レベルで3割以上上がっていますよね。一方で所得を上げると言いながら、逆に減っているんですよ。生産資

材も当然上がっていますし。やはりここは見直す必要があるのではないかとということと、難しいことを承知で言いますけれども、市場の使用料というのは、農業者が一方的に、青果で言いますと、畜産もそうですけれども、使用料なのに何で農業者だけが負担しなければいけないのかという、根本問題はこれは市場法ができて以降ずっと続いているんですけども、やはりこの辺も使っているのは出荷者だけではないわけですから、当然、見直す時期にもう来ているのではないかなというふうに思います。

それともう一点、食品産業とか6次化、ページでいうと、33、34辺りに書いてあると思いますが、やはり韓国の例辺り見ると、国が音頭をとってフードポリス構想というのを作って、アジアマーケットをにらんで食品産業を育成していくという視点をやっていますけれども、今の6次化は、農家の所得を増やそうという視点から始まったのはいいんですが、具体化は非常に難しいですよ。一生懸命旗振られているんですが、やはりこれはまず国が大きな柱を立てて、そこに1次から6次まで参加できるような仕組みを整備すべきではないでしょうか。これは当然、TPPとの兼ね合いで韓国がとった政策で、韓国は仁川空港と当然釜山の港湾を相当整備をして、アジアに向けて食品を加工して輸出するという戦略、もう既に動いています、日本はやっぱりそういう視点がちょっと足りなさ過ぎるのではないかなというふうに思います。

まだ、幾つかありますけれども、基本的なことは以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。4名の方にご発言いただきましたので、ここでまた一旦切りまして、事務局のほうよりご回答いただけるものがあれば、お願いいたします。

では、食料安保課からよろしいですか。

○食料安全保障課長 それでは、お答えいたします。藤井千佐子委員から、24ページの下から5行目ぐらいの①に書いてある内容を、もっと頭のほうに持ってきてはどうかと、こういうご意見がございましたが、ちょっと①の記述は、実は28ページの折れ線グラフを意識したちょっと記述内容になっておりまして、これを冒頭に持ってくると、結論ありきで自給力指標を出したみたいに、ちょっとそういう文脈になってしまうので、ちょっとなかなか。むしろ、自給力指標を頭に置いて、自給率が横ばいで推移する中、潜在生産能力が徐々に低下していると、こういう記述になっておりますので、ちょっとこの辺りはなかなか難しいかなというふうに思っております。

それから萬歳委員のほうからございました平成12年、17年には、基本的には食料として

国民に供給される熱量の5割以上を、国内生産で賄うことを目指すことが適当という記述があったけれども、今回入れないのはなぜかと、こういうご指摘がございました。今回の自給率目標につきましては、昨年の1月以降、検証も含めまして、何度も企画部会のほうでご議論をいただいた次第でございます。その中で前回計画の検証ということを踏まえて、新たな基本計画については、実現可能性重視と、こういう方向性をいただきまして、今日の説明でもさせていただいた分子については、現実的な需要、現実的な生産条件を想定せよと。分母については、少子高齢化の動向を加味せよという方向性に基づいて、次期食料自給率目標を算定し、今日ご提示をしたということでございます。そういった意味で、昨年からの企画部会のご議論を踏まえての原案というふうに考えております。

それから、自給力について、誤ったメッセージにならないようにということでございます。先ほどご指摘のあった一部報道については、先ほど申し上げましたように、正式発表前にちょっと書かれた記事ということで、いざというときに自給力さえあれば自給率は低くても構わないとか、そういうことでは全くございませんで、議論しておりますように、法律に基づく目標というのはあくまで自給率であると。その向上に向けて各政策を実施していくという点は変わりませんので、この点、誤ったメッセージにならないように、しっかりとご説明をしていきたいというふうに思っております。

それから近藤委員からございました点、まず1点目の自給率の水準、本来どの辺りにあるべきかを示すべきではないかという点は、ただいまの萬歳委員へのご回答と同様でございます。

それからあと、過去自給率が上がらなかった原因、よく分析をせいという点については、今後、しっかりと新たな自給率目標を達成していくという過程において、検証しながら進めていきたいというふうに思っております。

それから自然災害に備えて家庭用備蓄を進めるべきではないかと、こういうご意見ございました。今回、企画部会でご紹介するちょっとあれがなかったんですが、農水省のほうで緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイドというパンフレットを作っております。これはかなりの部数を刷って、一般の消費者にも普及推進に努めているところでございます。自給率、自給力をPRしていく中で、この家庭用備蓄の重要性についても、併せてPRをしていきたいというふうに思っております。

それから予算の配分を決めてから、自給率向上を進めるべきではないかと、こういうお話がございましたが、ちょっと私どものアプローチとしてはちょっと逆でございまして、

基本計画で農政の方向性、今後どう進むかという方向性をお決めいただいて、それに必要な予算獲得に向けて、あらゆる予算要求と予算編成等を進めていくということで、進めてきておりまして、今回、基本計画をお決めいただければ、その方向に沿った対応を進めていきたいというふうに考えております。

それから、食料危機が発生した場合の対応ということを整理すべきではないかということでございます。時間とマンパワーの関係で全ての品目についてはできませんでしたが、1月の企画部会でご紹介をさせていただきましたように、米とか輸入小麦とか飼料用トウモロコシというものにつきましては、一旦緊急事態がありました場合には、まず備蓄の放出で対応する。それから追加輸入、あるいは緊急輸入、それから翌年に向けての緊急増産で対応するというのを、ある程度時間軸も含めて、今回整理をさせていただいたところでございます。今後また必要に応じて、その必要がある場合はその充実を図っていきたいというふうに思っております。

それから基本計画の内容は、潜在生産能力の向上につながるのかと、こういうご意見もございましたが、自給率に関しましては目標を設定いたしますので、自給率向上に向けて農地の維持確保、あるいは生産技術の向上ということが、政策的に進みますれば、結果といたしまして自給率の向上にもつながっていくというふうに思っております。

また、8月の自給率の実績の際に進捗状況を点検する会合を開いてはどうかと、こういうご意見ございました。毎年の進捗状況につきましては、農業白書の中で検証していくというプロセスをとってきておりますし、また次期基本計画に向けてはまた今回定める計画の検証というものも行われるかと思っております。この検証のやり方について、またどういう改善点があるのかという点については、引き続き検討課題とさせていただければと思っております。

以上です。

○経営局経営政策課長 藤井千佐子委員からご意見いただきました。40ページの農業経営の法人化なんですけれども、「大規模な家族農業経営や集落営農等」に対して法人化の普及啓発を行うことにしていますが、この企画部会の中でもご議論がありました。実態として経営を法人化したときにメリットが出てくる大体の水準というのがあるのだろうと。そのときに出たのはたしか売上高2,000万円以上とか、5,000万円以上になると、法人税の減税効果に、プラス社会保障関係の負担があっても、大体メリットが出てくるはずだという話がございます。実際、そのぐらいの売上高の水準であっても、実は法人化されていない方はたくさんいらっしゃいまして、そういった方々をある程度ターゲットを考えて、こ



ういう普及啓発をしていくという意味であります。基本的にどなたであっても、法人化、こういうふうになるとメリットがあるんですよということについては、普及啓発することは全く問題ないのですが、ただ、先ほども言ったような実態があるために、このような書き方にさせていただいたというところでございます。

もう一点、近藤委員から、担い手の育成ですとか、法人化に関して農業改良普及員、あるいは「食料事務所」とおっしゃいましたけれども、現在の「地域センター」ですね、これらの方々の活用ということも考えられないかということなんですけれども、実際、例えば担い手の育成ですとか、法人化といったときに、そもそも農業に参入してきてから、そういう方々にかなり技術的な指導をされているのが県の普及員でありますし、また法人化といっても、実際、私法人化したいですよというように手を挙げてくる方がいれば、もうその方にすぐに指導できるんですが、なかなか実は潜在的にいらっしゃっても分からない。そういうときに、やはり県の普及員の方というのは法人化される前の農家の方もよくご存じですから、そういった普及員の方々のいろいろな知見だとか、情報というものをやはり集めて、農業会議所の話もありましたけれども、やっぱり担い手の育成等は、農業会議所の基本的な仕事としてやっていただく話ですから、県ですとか、農業会議所、それから県の普及員の方々、それからこの税理士さんですとか、あとは法人協会の方々、いろいろな方々が連携して、情報がある程度一緒に持ちながら推進しないと、なかなか法人化自体は進まないかなというふうに思っております。

一方、地域センターにつきましては、法人の関係でなかなかちょっと専門家のような相談への対応等、難しいかと思っておりますけれども、国の政策の周知徹底という意味では、やはり地域センターはしっかり活動すべきだというふうに思っております。そういったことで地域センターについては活動していただくものではないかなというふうに考えております。

以上です。

○生産局生産振興審議官 生産局でございます。藤井委員からの47ページ、園芸を別立てにというご意見がございました。一応、今のところ、私どもの考えとしては、ここに同じく並べましたものは、例えば加工業務であったりとか、カット用とか、実はニーズはあるんですけれども、なかなかちょっと供給はできていない、そういうところを生産側で供給力を強化をしていく、そういう方向性のものを、1つの項にまとめて入れさせていただいたということで、金額で分けるとかという、ちょっと方向性で同じくくりにしたというの

が、とりあえず今の段階としてお答えができることだと思います。

それから萬歳委員から、飼料用米の本作化について、継続的、安定的ということで、46ページ、イのところをご指摘いただきましたように、本作化を推進するということを書いた後に、品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて、不断に点検しながら生産拡大を図るということで、この2文を我々としては併せて考えておりました、そういう点では生産努力目標の達成に向けて生産拡大をしていく。これの手法として水田活用の直接支払交付金とそれぞれの品目に応じた取組ということで、予算自身は単年度主義ですけれども、きちんと交付金の名前も出しまして、合わせてきちんと支援をしていくということを表現をしているつもりでございます。

○萬歳委員 財源的には、約1,000億円程でしょうか。

○生産局生産振興審議官 財源はその年その年、必要な分をきちんと確保していくということでございます。

○消費・安全局審議官 萬歳委員のほうから、原案の30ページですけれども、原料原産地の表示についてお話がありました。加工食品の原料原産地表示ですけれども、昨年この企画部会におきましても、委員の皆様のご意見に幅があったこと、あるいは消費者庁が主催しております食品の表示一元化検討会、ここにおきましても関係者間でさまざまな意見がございました。こういったことを踏まえまして、拡大に向けて検討をするという記述はこのままでありますけれども、やはり実行可能性を確保するということが重要ではないかということで、その旨の記述を入れさせていただいております。

以上です。

○食料産業局長 食料産業局でございます。まず、藤井委員からの輸出の部分と、あと日本食のところがありました。これは書き方の工夫だと思いますので、書き分けたり、そういったものをしっかり所要のことをしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それから萬歳委員、近藤委員から、外食のガイドライン、原料原産地表示、ありましたけれども、ご案内のとおり、これは10年ほど前に作ったガイドラインという形で進めておりますが、ここは着実に推進とありますけれども、一昨年、ああいった外食の偽造表示がいろいろ出てきましたし、その後やはり環境も変わってきております。つまり、トレーサビリティ、米の関係とか、いろいろその後出てきておりますので、どこまで徹底できるか、もう一回この基本計画の着実な推進にのっかって進めていきたいと思っております。

それから近藤委員のほうから何点かその後食品流通等の関係でございましたけれども、まず卸売市場の関係で申し上げますと、これは農産物、卸売市場まで委託販売という形になっておりまして、これは農家の皆さんの手数料という形になっている。これは委託販売をする限り、この手数料という形でこれは見ていただきたいと。ただし、この手数料については、もう自由化されておりますので、状況に応じて対応は可能と。それぞれの卸売市場、あるいは卸売会社で柔軟な対応が可能という形になってきております。今後、買い取りとか、いろいろな形が出てくると、また違った状況が出てくるかと思えます。

それから物流の関係がありました。運賃が3割以上アップしたということでありましてけれども、まず国際的に見ますと、日本の物流というのは、例えば港湾で見ますと海運で見ますと、ハブがシンガポールであるとか、香港であるとか、釜山にかなりとられている。例えば南米に物を輸出するときは、一旦、シンガポールまで物を運んでいてそこで帳合いして、また太平洋を渡るとか、そういった制約の中で国際物流をしなければいけない。一方で国内というのは燃油が上がったりして、ガソリン代が上がったりして、高騰しているのが現実でございますけれども、そういう状況においても、例えば同じようなメーカーが配送する共同配送という形で、一緒にトラック便をやったり、そういった工夫もしております。それが農産物なり、市場流通の中でどこまでできるかというのは今後の課題として検討してまいりたいと思えます。

それからフードポリス、韓国の話がありました。多分、釜山のフードポリスだと思えますけれども、我々もちょっと非常に大きな360ヘクタールくらいの食品の産業と、それから食品の研究団地であるというぐらいに聞いておりますけれども、基本は日本を初め、海外から食品産業を誘致して、そこで行うというぐあいに聞いております。日本の食品産業も向こうへ行ってこうやるという話になっております。ですから、我々は中で自立的にやっていきたいという形で考えておりまして、一方で近藤委員のほうからは、個々の6次産業化は非常に限界があるという話がありました。本日の資料の中の地域戦略の関係、例示があるかと思えますけれども、やはり地域全体として6次産業にどう取り組んでいくのか、そういった先行事例もありますし、そういった形で我々も来年度予算から地域全体で取り組む方向で、今の個々ともう一つ並走して、地域全体の取組を進めていきたいというぐあいに考えておるところでございます。ただ、農業がど真ん中と、それは分かりますけれども、国産農水産物が誰が一番買っているかというところ、例えば食品製造業は61.6%、外食が6.6%と。最終消費者にそのまま行くのが31%程度というぐあいになっておりまして、国

産の農産物を一番買っているのは、食品産業である。ですからこと、先ほど生産局の加工・業務用の話もございました。ここをいかに連携していくかというのが重要ではないかなという視点で、今回の計画ができていくということをご理解いただきたいと思います。

○総括審議官（国際） 萬歳委員のほうから、T P Pのことにつきまして、政府は国会決議に基づき交渉していることを基本計画に位置づけるべきではないかというご意見でございます。おっしゃるとおり、国会決議につきましては国権の最高機関であります国会の意思ということで、私ども重く受けとめておるわけでございます。ただ、この基本計画そのものは、10年を見通した農林水産政策の基本政策を閣議決定していくというものでございますので、T P Pはもちろん大事だということではあるんですが、個別具体の交渉方針ということではなくて、全体の今関わっている交渉のT P P以外も含めて、一般論的な記述ということで書くということでございますので、こういう記述にさせていただいております。

そういう意味では、なかなかT P Pだけの交渉方針を取り出してというのは、難しいかなと思っております。なお、いずれにしましても、何度も国会でも総理も農林水産大臣も、国会で承認頂けるよう、あるいは国会決議は守られたという評価をいただけるよう、政府一体となって交渉に全力を尽くしているという答弁をさせていただいておりますので、その趣旨は明らかではないかというふうに考えております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、事務次官のほうからお願いします。

○事務次官 萬歳委員、それから生源寺委員から、今回の場合、全体が大部になっていると。メッセージといいますか、国民理解という面でかなり大きな課題があるというご指摘もいただいたわけでございます。また、萬歳委員からはメッセージ性ということで、特に農業が国民の理解のもとで国民全体から支えられていくということのメッセージが弱いのではないかなというようにご指摘をいただいているわけですが、これは多分、食料・農業・農村基本法という法律を策定したということ、さらにはその食料・農業・農村基本法に基づく基本計画だということについて、やはり我々食料・農業・農村基本法になぜしたのかというところ辺りから、どういう意味で基本計画を立てているのかということについて、基本計画本体は行政文書そのものですので、そこで一々全部を書くわけにはいかないわけですが、そういった趣旨をやはりどういった意味でこれは基本計画を立てる意味があるのか、さらにはなぜその基本計画というものが食料・農業・農村基本法の中で定めら

れていて、自給率ということについては向上を旨として記載するのだということが書かれているということについての意味づけを、いろいろな説明をする際に改めて私どもから丁寧にしていこうというふうに、いろいろご意見を伺いまして、そういった思いを強くした次第でございます。

○萬歳委員 基本法であるからゆえに、私はそういうことを述べてほしいのです。この基本法にそうした趣旨を。昭和36年の基本法から始まって、12年前にできた、食料・農業・農村の中身の基本であるから、それをきちんと目的にうたうべきです。

○事務次官 多分、全体の冒頭なり何なりの中の表現に工夫できるかどうか、少し検討してみたいと思います。

○中嶋部会長 今の4名の方には、非常に大きな枠組みにおける表現ぶりのご指摘、それから個々の施策をどういうふうに運営していくかということに関しての表現ぶりへのご指摘、さまざまなものがあつたと思います。これは最後にまた皆様に確認させていただきたいと思ってはいたんですが、これまでの積み重ねた議論を踏まえて、あとは事務方とも検討しながら、部会長としてこれを正すべきところは正すようにさせていただきたいという確認をさせていただこうと思っておりました。

今のメッセージの問題もございまして、それから自給率の目標についてもご指摘がございました。これについては私のほうに一任させていただければというふうには考えております。ただ、繰り返しになりますけれども、今までのご議論の中で、皆さん合意が得られるものというところで、その表現については考えていきたいと思っておりますので、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、また委員のご発言を再開したいと思います。小林委員、お願いいたします。

○小林委員 ありがとうございます。本当によくまとめていただいたなという感じがまずいたしました。全体的には違和感はありませんし、個々に関して今何か特に申し上げなければいけないところはないと思っておりますが、ちょっと全体的な感じをお話をしておきたいと思います。

最初に、皆さんが今おっしゃったことと結構似ているんですが、本件、実際に進めていくというときには、今、国が持っている全てのいろいろな知恵を活用しながらやっていかざるを得ない。すなわち1次、2次、3次産業なんていうバリアはなくて、みんなが一緒にやるんだという観点からしますと、みんなをその気にさせなければいけないということ

だと思しますので、さっきも皆さんがおっしゃっていますように、どのように醸成していくかに関しては本当に工夫していただきたいというふうにまず思いました。

それと同時に、今回議論に参加して感じますのは、ひとえに需要をどう増やすかということにフォーカスしないといけないということです作るのはもちろん競争力のある作り方をしなくてはいけないんですけれども、やっぱり需要をどう増やすかということがどうしても必要になるなという感じがいたします。その意味では何度か申し上げましたけれども、国内は高齢者向けとか、健康志向とか、いろいろな技術開発による新しい商品で日本国民をその気にさせて、もっともっと買ってもらうというのが大事だと思いますが、同時にグローバル展開で、海外は忘れられないなという感じがいたしますし、ここにきちっと軸足を置かなければいけない。今まで、いろいろな県やいろいろなところが輸出に取り組みまれておられますけれども、迫力も欠けていますし、とりあえずなんかやっているというようなレベルではないのかなという感じがいたします。そういう観点では、これからは是非、前から申し上げていますが、大使館をどう使うか、外務省との提携、観光庁との提携、あるいはJETROとの提携を行うとか、あるいはNHKの国際放送とうまくタイアップするとか、幾つかのツールがあるわけですから、省庁を越えて、是非うまく利活用してスピードを上げてやっていただく必要があるなという感じがいたします。

それと、我々からしますと、計画はやはり達成しなくてはいけないものであると思うんですね。その意味でいろいろな定量の数字、特にさっきから出ております自給率45%、関連所得4.6兆、輸出1.2兆という計画に関しては、いろいろなご意見があるんでしょうけれども、僕は個人的に感じますのは、背伸びしてジャンプして、届くか届かないかというレベルではないのかなという感じがするんですよね。したがって、こういうことはもちろんハードルを高くして頑張るってやるというのは大事なんですけども、10年の間に必ず知恵を出してやるんだというよう気概をこのメンバーがみんな持つべきだというふうに思いますので、皆さん自身も、あるいは我々自身も、そのような方向でベクトルを合わせてやっていきたいなというふうに思います。

それと、PDCAを回すというのが本当に大事だと思うんですね。10年というようなレンジから捉えますと、いろいろなときに環境の変化はございます。TPPはその一つかも分かりません。ほかのFTAもその一つかも分かりません。あるいは本当にもの物すごい異常気象とか起こるかも分かりません。余り軸足がズれるというのはよくないと思いますけれども、そういうことも含めてPDCAを回して、これはやっぱりこうなんだというこ

とを、必要に応じてフレキシブルにリバイスをしていくという勇氣は必要だと思うんです。だから今日これを決めたからこれでというのではなくて、個々のところに関しては、いろいろな担当の方が、情勢の変化に合わせてアップデートされて、それをしかるべき方法でみんなに知らしめていく、そんな方策で是非お願いしたいなというふうに感じました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。それでは、香高委員、お願いいたします。

○香高委員 今回の基本計画は、少子高齢化社会を迎える中で、農業をどう考えるかという視点でこれまで議論してきたことを、意欲的にくみ取り、取りまとめていただいたことに大変感謝申し上げたいと思います。戦後、物質的、量的な豊かさを求め、我々は食料の輸入を増やしてきましたが、新興国の台頭や温暖化など、地球規模での地殻変動の中で、本当にこのままでいいのかという今日的な視点が随所に書き込まれており、戦後70年という節目の年に、今後10年を見越したある程度革新的な方針を示せたのではないかと考えております。

言うまでもなく、食は命の源です。食に対する不安の高まりは社会体制を揺るがす事態を招きかねません。行政においては今後食をめぐる情勢が大きな変革期を迎えているということの意味を国民一人一人に周知し、我々が自らの頭で考え、新しい食のあり方を踏まえた生産・消費・経済行動に結びつけられるような情報提供を多角的に根気強く続けていきたいと期待します。

その上で、私なりに捉えた今回の基本計画での重要な点を改めて指摘したいと思います。1つ目は、担い手の姿を改めて丁寧に再定義したことだと思います。前回の基本計画の中では、前々回に比べて状況が変わった中で、今回改めて定義したという意義は、非常に大きいと思います。さらに、従前の発想にとらわれず、創意工夫を発揮し、自らの判断で変化に対応できる担い手を、政策面でも支援するという方向を明確に打ち出したという点は、大変評価したいと思います。

もう一つは、自給率目標についてです。実現可能性のある数字に置き直したというふうに書かれています。多くの委員から45%に下がったことについて、後ろ向きなイメージを与えかねないというふうな指摘はありましたけれども、私個人としては実現可能性ということに着目し、政策的には逆に達成のための強いコミットをしたというふうに受けとめています。

以上、2点をさらに詳しく述べさせていただきますと、まず担い手のところですが、農業というのは数字的な側面を捉えれば、残念ながら産業として縮小をしているという面は否

めないと思います。しかし、従前にとらわれない発想をする新しい担い手を支援するという政策目標を掲げられたということは、これまでの古い因習とか、過去からのくびき、そしてできない理由を探す人々からの政策的な明確な決別を意味していると受けとめました。それぞれの地域が育んできた歴史的、文化的な大切な部分を守りつつも、新たな動きを国を挙げて応援するという宣言だと考えます。基本計画で掲げたこうした視点を、今後も決してぶらすことなく、行政においてはチャレンジする農業者の課題をきめ細かく拾い上げる課題発掘型の柔軟な指導を改めてお願いしたいと思います。

それからコミットメントを強く持った自給率目標についてです。これを達成する上では、これまで無理だとか、難しいと思って、半ばあきらめかけていた分野について、徹底的な解決方法を探っていただきたいと思います。例えば輸入に流れた食材の国内回帰のアイデアだったりとか、米政策改革の推進、それから飼料の国産化、加工食品や外食の表示のあり方をめぐる消費者への正確で真摯な情報提供などが考えられるのではないかと思います。

加えて今回、新しく発表した自給力についてです。食物に例えればこの自給力というのは昭和50年代からずっと土の中で議論を重ねてきて、今まさに春を迎えて、小さな芽を地上にそっとのぞかせたという段階だと思います。これが双葉を出し、花をつけ、実を実らせるに至るには、まだまだ多くの人々の手をかける必要があると思います。今回発表したことをベースに、多くの人々からさまざまな意見が寄せられると思いますけれども、そういった意見に是非真摯に耳を傾けていただいて、より有効な日本が（世界に）誇れる指標に成長させていただければと期待します。

最後に、幾つか注文があります。基本計画では農村の基盤整備の維持、重要性については、前書きを含め、非常に丁寧に、かつ大きな紙幅を割いて書かれている一方で、議論の最中に政府の方向性が決まった減反政策の廃止など、米政策については非常にさっぱりした記述になっているのが印象的です。いわゆる減反政策をめぐっては、歴史的、政治的にも非常に機微な要素を含んでいるという点は理解していますが、米農家の多くが強く関心を抱いている分野であり、今回示された改革というのは、大きな方針の変化であることから、行政においても引き続き揺らぎのない、かつ十分な情報提供に努めていただきたいと祈念します。

もう一つ、産業政策を地域政策と並ぶ車の両輪というふうに明記したというのも、非常に重要なことだと思いました。基本計画の中に、すっぽりはまる2020年の東京五輪に向けての食をめぐる対応については、十分な記述が必ずしもなされているは思いません。既に



ほかの産業では、この東京五輪を一大イベントと捉えて、そこで起こる人・物・金の躍動に照準を合わせて、さまざまな対策を始めています。基本計画の中では、花きのPRや、和食の部分で若干の書き込みが散見されましたが、この食料・農業・農村をめぐる大きな起爆剤ともなり得る動きについて、早急に統一的な方向性が出されることを期待したいと思います。

最後に、女性農業者についてのメッセージの点です。一つ独立したパラグラフとして掲げていただいたことについては、大変感謝申し上げたいと思います。閣議決定されるこの基本方針の文書の限界を考慮しつつも、「男女とも意識改革を図りつつ」などと、これまでとは違った踏み込んだ表現を書いていたことに関しても、改めて御礼を申し上げたいと思います。女性の置かれている環境をめぐっては、農家のお嫁さんだったり、娘だったり、それから全く外部から来た新規就農者だったり、それぞれが置かれている境遇や、育った環境により、多様な立ち位置があると思います。今後もそうした多様性をくみ取りつつも、行政においては他産業との連携を図り、女性の能力が過不足なく生かされる環境づくりの推進を強く期待したいと思います。

女性の部分ではありませんが、畜産の部分で非常に印象的な表記がありました。「既に獣医師の半数は女性になっている」という記述です。もうわざわざパラグラフ立てしなくても、世の中は大きな変革を遂げつつあります。近い将来、女性ということを特別記載せずとも、男女ともに生き生きと暮らせる社会が実現することを願ってやみません。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、市川委員、お願いいたします。

○市川委員 消費者の立場からコメントしていきたいと思います。最初に全体的な感想を述べさせてもらって、気がついたこと、要望という順番で述べたいと思います。

この基本計画原案全体を読ませていただいて、しっかりと検証しながら進めてくださいという要望にきちんと応えていただき第1章では、きちんとその情勢、それから主な施策の評価と課題ということで書き込んでくださったことを、大変評価したいと思います。この第1章があることによって、私はこの基本計画が国民の皆さんに、日本の農業の適正なよりよい理解にしっかりつながっていくと考えております。これまでの何人かの委員の方からもご発言ありましたように、だからこそ、この基本計画というものがしっかりとメッセージとして国民の皆さんに伝わることを願いたいと思います。

それからこの基本計画の中では、食料自給率に加えて自給力指標というものが示されました。これも私はこれからの日本の農業を考える上で、大変重要な指標になると考えておりますので、これも含めてよりよい理解につながるのではないかなと考えております。

ここから気がついたことを述べていきたいと思えます。最初に29ページの第3章ですが、その(1)①科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化というところの3行目のところに、必要に応じてという言葉が出てまいります。この前後の文章を読むと、「研究を実施する。その結果、必要に応じて、」というふうを読むと、これは一体ハザード管理をするのか、リスク管理をするのか、どっちなのかなというふうに読めてしまうのです。なので、ここは「その結果、リスクの程度と必要に応じて」というような、もう少しちょっと分かりやすい表現が必要なのではないかと思いました。

2点目です。39ページの下の方です(6)国際交渉への戦略的な対応ということで、この最初の2行のところですが、「食料輸入国である我が国の立場を最大限に反映することを念頭に置きながら、」という、この言葉が私は少し気になっております。これから日本はどんどん輸出もしていくわけです。それから日本の食料の現実を考えると、輸入しているということは、周りの国のお世話になっているという意味にもとれるわけで、これから周りの国々といい意味で、お互いにWin-Winの関係を作っていくことこそが大切なことだろうと私は思っておりますが、この文章で輸入国である立場を最大限に反映するというこの言い回し、もう少しそういう世界とうまく協調関係を保ちながら進めていくというような趣旨にしていかれるのがいいのではないかなと、私は思っています。

要望を2点、これから述べたいと思えます。1つ目です。48ページの(7)①戦略的な研究開発と技術移転の加速化ということで、そこにア、イと書いてあります。その中のまずアのところの、このパラグラフの2つ目のところ、農業者や消費者などのニーズに直結したというこの文章の中です。「研究開発段階における農業者や食品産業事業者、普及組織等の参画を推進する。」と書いてあります。そのとおりだと思います。そのとおりではあるのですが、この参画をどんな人に参画してもらおうのか、そのことが極めて重要だと思っております。単に参画する人を集めてやればよいというものではないので、そのためには何のためにというところが多分重要だと思えます。生産性を上げて強い農業にするため、そのために必要なニーズの洗い出しとか、それを実現するための手法であるとか、研究の推進とあって、そういうものを進めていくために、いろいろなバイヤスをかけるのではなくて、これからの日本の農業に一番いいベストな議論ができるようなことをきちんと考え

て、どのような人に参画してもらおうのかというのを進めていきたいと、これは要望です。

それから同じページのイ、技術移転の加速化という段落の2つ目の段落の最後辺りのところに、「遺伝子組換え技術等は、」という一文がございます。この中に「国民的理解を得ていくことが課題であることから——ちょっと中略で——リスクコミュニケーション等の取組を強化する。」というふうに書いてあります。これも大変重要なことだと思っております。ただ、何をもって国民理解というふうに捉えていらっしゃるのか。これが例えばゴールですとかというものを示さなくてよいのか、しかもこの遺伝子組換えについては、現状、リスクコミュニケーションがまだ足りていない、うまくいっていないということもあると思います。何が一体国民理解を妨げているのかということなども含めて、分析をする必要があるのではないかと考えています。

要望の2つ目です。30ページです。これは私の委員提出資料ということで、資料9の中にも私の意見として提出をさせていただきました。30ページのア、イ、ウ、エのエです。輸入に関する取組のところ、輸入食品の安全を確保するために、輸出国政府との二国間協議や、在外公館を通じて現地調査とか、もろもろ強化に取り組むというふうに書いてあります。世界全体の温暖化などのいわゆる気候変動による影響が、輸入食品の安全という部分だけではなく、品質とか量とか、そういうものに与える影響についても、海外での食料生産の影響であるとか、あるいは日本への輸入量の確保とか、流通のシステムに与える影響などについて正しく評価をする必要があります。そのために、必要な解析であるとか、今後予想される悪影響、さらに温暖化が進むとどのような悪影響が出てくるのかということなどを想定して、緩和する技術開発に取り組むという姿勢も必要ではないかと考えております。輸入食品の安全性に気を配るという意味においては、病虫害の防除策として、以前から述べていることですが、新しい消毒法・ポストハーベットの技術開発の中に、その一つとして植物検疫処理への放射線照射利用の拡大なども是非考慮に入れていただきたいです。これは国際的な流れにも積極的に対応できるものであると考えています。これは要望です。以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうよりコメントいただきたいんですが、次の議題もありますので、ごく短くになると思いますが、ご返答いただきたいと思っております。

○食料安全保障課長 食料安全保障課でございます。小林委員並びに香高委員から、自給率目標を定めた以上は、実現、達成すべしというご指摘ございました。達成に向けて香高

委員からいろいろご指摘もあった、今まで十分に手を入れ切っていなかった部分への着手等々も含めまして、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、香高委員のほうから、自給力に関し、今後出てくるさまざまな意見に真摯に耳を傾けるべし。もう本当におっしゃるとおりでございます。今回初めて指標化というステージに踏み出したものでもございますので、いろいろな意見を賜りながら、またよりよいものに大きく育てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○農林水産技術会議事務局事務局長 技術会議事務局でございます。市川委員から、研究開発につきまして、関係者の研究開発への参画の部分と、リスクコミュニケーションにつきましてご意見いただきました。おっしゃるとおり、関係者の参画というのは関係ない人ではなくて、その技術開発の影響を大きく受ける方々、出口となるところにきちっと入っていただくという趣旨でございます。表現につきましてもし明確でなければちょっと工夫させていただきます。

それからリスクコミュニケーションにつきまして、科学技術と社会の関係については、これ以外にもいろいろございますけれども、不十分なことは十分承知しておりますので、きちんとやってまいりたいと思っております。

以上です。

○消費・安全局審議官 市川委員のほうから2点ございました。1つは含有実態調査等の結果を踏まえた対応でありますけれども、そのページの前段に書いてありますが、私どもやっておりますのはリスク管理でありまして、ハザード管理、ハザード管理はそのまま行っていけばゼロリスクに通じますが、そういう観点ではないということは、前段で書かせていただいております。調査の結果、何もリスク、管理措置を講ずる必要がないと判断した場合には、何も行わない。あるいは何か管理をしなければいけない、そういう必要性があった場合には管理を講ずると。そのためにデータをとって実態を調査するというところを行っているということを記述させていただきました。

2点目の放射線ですけれども、放射線につきましては植物防疫上の措置として、相手が食品でありますので、食品上、それが適当かどうかということがまず第一になりますけれども、我が国では食品衛生法上、原則として放射線照射は認められていない。こういったことから植物検疫上の措置としては、現在、それを適用することはできません。このお話については、これまで何回か市川委員のほうからお話をいただいておりますので、食品衛

生法に基づきまして、規格基準を作ります厚生労働省、あるいは食品の安全性、これを評価する食品安全委員会、こちらのほうにはそのお話をしておりますけれども、今回、またご意見いただきましたので、改めまして両方にはお伝えをさせていただきたいと思っております。

○食料産業局長 小林委員のほうから、海外の需要確保のスピードアップとありましたので、拍車をかけて頑張りたいと思っております。そのためには、他省庁なり、いろいろな民間企業の皆さんと連携して行うことが重要だと思っております。

それから香高委員のほうから、2020年の東京オリンピックに向けたさまざまな対策ということでございます。私ども今、食の関係とか、多言語対応とか、そういった形で参画しておりますけれども、ちょっと改めてご指摘もございましたので、省全体としてどういうふうな対応が必要なのかというのをまた協議してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○総括審議官（国際） 市川委員から、39ページの国際交渉への戦略的な対応の食料輸入国の立場というところについてのご意見がございました。ここについてはちょっと分かりにくいかもしれないんですが、従来国際交渉ではどちらかという、輸入規律、これをなるべく少なくするという形で、輸入国に対する規律ばかりを議論する傾向がございました。そうではなくて、輸出国も輸出する側の安定的な供給責任ですとか、そういうものを含めて、両方平等な形のものにしていくという意味が込められております。ここでは繰り返すことになるのでこういうふうには書いてあるんですが、38ページの左側のイの輸入穀物等の安定的な確保というところで、海外からの輸入に依存する穀物等の安定供給を確保するために、輸入相手国との良好な関係の維持・強化、まさにそういう趣旨で、そういうことも含めてこの交渉の考え方としては、輸入国のほうばかり規律を受けるのではなくてという意味で、こういう記述をさせていただいております。

○環境政策課長 市川委員から意見書の形でご提出いただきました温暖化の影響について、流通システムも含めて、輸入食料、食品について影響の評価をこれからやっていかなければいけないというご意見をいただきました。分野横断的な適用計画を実行していく中で、PDCAやりながら、影響評価、あるいはどういう影響があるかというのをしっかりと見ていきたいと思っております。それで対応していきたいと思っております。

○中嶋部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日も非常に幅広い視点からのご意見を頂戴しました。いろいろ理解が深まるような、そういう議論ができたのではないかと考えております。企画部会といたしましては、ご意見はほぼ出尽くしたのではないかというのが私の理解でございます。いただいた意見は、この原案の修文に当たる部分もございまして、それからこの政策を進めていく上での注意点というようなものもございました。それからこれを国民に発表し、コミュニケーションをとっていく上での力点をどこに置くべきかというところのご指摘もあったというふうに考えております。そういったことを十二分に生かしながら、これを取りまとめ、発表させていただければと私は考えておりますが、本日、いただいたご意見を踏まえて、事務方のほうで必要に応じて修正案を作成してもらいたいと考えております。その修正内容の調整については、先ほど申し上げましたが、部会長にご一任いただくということで、いかがでございましょうか。

(うなずく者あり)

○中嶋部会長 ありがとうございます。

○政策課長 本日、ご議論いただいた食料・農業・農村基本計画に関しましては、本日の議論も踏まえまして、所要の修正を経た上で、今月の下旬にまた開催を予定しております食料・農業・農村政策審議会の本審議会において、答申に至るまでのご審議をいただくこととなります。本審議会の具体的な日程につきましては、後日、ご案内申し上げますことといたしますので、よろしく願いいたします。

○中嶋部会長 それで、次の議題に移る前に、関連して1件ご報告をしていただきたいと思います。

○生産局生産振興審議官 資料8-1から8-3を用いまして、「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」についてご説明をいたします。

この基本方針、昨年6月に成立をし、12月に施行されました花きの振興に関する法律第3条1項の規定によりまして、農林水産大臣が関係行政機関の長と協議の上、定めるものでございます。これにつきましては、昨年10月の企画部会の場で素案をご説明をいたしましたが、本日は文章としては最終案、原案をご説明をさせていただきます。時間の関係でお配りをしております資料の中の8-2を用いてご説明をいたします。

資料の左上、上段にありますように、我が国の花き産業は農業産出額の4%を占めております。若い世代の活躍も目立つなど、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な分野となっております。他方、安価な輸入切り花の増加、燃油価格の高騰といった問題があり、

国際競争力の強化が緊要の課題となっております。このため、花き産業に関わります生産・流通・販売の関係者が一体となって、国産花きの鮮度や日持ちのよさなどを生かすためのコールドチェーンの整備などを推進することとしております。

また、多様で高品質な国産花きは、国際的に高い評価を得ており、これを生かしてオールジャパン体制による輸出の拡大に取り組むこととしております。

また、我が国花きの強みの源泉となっている優れた新品種の育成、民間の企業や個人育種家によって支えられております。草花類の新品種の9割は民間育成品種であります。花きの振興に関する法律では、このような民間による花きの新品種の育成を種苗法の特例を設けて支援することとしており、本基本方針の公表後はいよいよ運用開始となります。さらに文化面では生け花や盆栽といった、我が国が世界に誇る豊かな伝統と文化を振興するとともに、国際園芸博覧会、2020年に開催されますオリンピック・パラリンピック東京大会の機会を通じた国産花きに係る情報発信、花育活動を通じた若年層に対するアプローチ、フラワーバレンタインなどの取組を通じた新たな需要機会の創出などに、より花きの需要を拡大していく考えであります。

今日はこの説明にイメージが湧くように、実は作業中、精査中の数字を入れてまいっております。精査中と書くのを忘れてしまいましたので、申しわけございません。資料1から3に精査中とお書きいただけるとありがたいのですが。この後、具体的な振興目標数値につきましては精査をして確定をして、最終的に決定ということになります。誠に申しわけございませんが、後日、確定後の資料を配付させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○政策課情報分析室長 では、資料10の平成26年度食料・農業・農村白書骨子（案）についてご説明いたします。

まずは1枚おめくりいただきまして、目次ですが、今年の動向編につきましては、特集章として、1. 人口減少社会における農村の活性化、2. 新たな食料・農業・農村基本計画、あと第1章、第2章、第3章は、食料・農業・農村について、26年度の動向について中心に書いております。それと第4章では、東日本大震災からの復旧・復興について、記述をしております。

それでは、内容についてご説明いたします。まず、1ページでございますが、特集1の人口減少社会における農村の活性化です。今、地方創生という大きなテーマがございます

が、そういった中で特に農村において人口が減少しているというデータはございますが、一方で田園回帰の動きがあるということでございます。そういった中で、地域でそれぞれ地域資源を生かした活動ですとか、地域の結びつきを強化するような取組、また移住・定住を促進し、受け入れるといったような取組をされている農村の方々がいらっしゃいますので、こういった方々の紹介を中心に、まだまだこれから元気になるという農村の姿を示していきたいと考えております。

特集2は、新たな食料・農業・農村基本計画ということで、本日もご議論いただきましたこの基本計画が決定いたしましたら、分かりやすく白書でも説明を書きたいと思っております。

続きまして、3ページから食料の章でございます。最初、世界の食料需給ということで、中長期的には食料需給のひっ迫が懸念されるという状況にあるという昨年からの記述でございます。それに向けて、我が国の食料安全保障ということで、今年行われておりますリスクの洗い出し、検証する仕組み等の紹介、また飼料用トウモロコシの調達先割合など海外との関係につきまして、記述しております。

4ページにおきましては、農産物貿易交渉の状況で、26年度の動向について記述しております。また、下段でございますが、我が国の食料自給率の動向で、ここでは毎年毎年の自給率の状況につきまして、ご説明をしているところでございます。

続きまして、5ページでございます。食料消費の動向と食育の推進でございます。食料消費につきましては今後とも単身世帯が増えていくという中で、食料支出を見ますと、加工食品の需要が増えていく状況をここで提示しております。また、下段でございますが、食育の推進につきましては、食育の推進の中で日本型食生活の推進、農林漁業体験のメリット、体験によって国産のよさの理解が深まる状況がございます。また、昨年、ユネスコで世界遺産登録されました「和食」につきまして、これらの応援の動きがございますので、これを記述していきたいと思っております。

続きまして、6ページでございます。食の安全と消費者の信頼確保でございます。食の安全につきましては、GAP、もしくはHACCPについての記述、食品防御の推進の話について記述しております。またその下では、動植物防疫の取組ということで、高病原性鳥インフルエンザの動きですとか、輸入植物検疫措置について記述をしております。

7ページでございますが、食品表示ということで、この4月から動き出します新しい食品表示基準、また新しい機能性を表示できる制度、これについて紹介をしております。食



品産業につきましては、国内需要は減少傾向であります。新たな国内の需要拡大として、介護食品の動きですとか、あるいは海外に出ていくグローバル・フードバリューチェーン戦略についても記述をしております。

8ページにつきましては、6次産業化の推進ということで、その動きと地理的表示の話、また輸出が増えていると言った話ですとか、今年5月から始まりますミラノ国際博覧会、こちらの紹介をしております。

続きまして、9ページ以降は第2章の農業でございます。まず農業のところで、農地の利用を担い手に集めていくといった動き、それに伴い農地中間管理機構が始動しておりますので、こちらの動きを紹介しております。また、担い手の動向としましては、農業就業者の年齢構成がアンバランスという中で、法人経営体も増えているという状況を示しております。

また、10ページでは新規就農者の数、定着するのが1万人程度という話ですとか、新たな新規就農支援の取組が各地で行われています。また、女性農業者の活躍についても記述したいと思っております。その下では経営所得安定対策、また米政策改革、これらが進んでいるといったことも記述してまいりたいと思っております。

続きまして、11ページでございますが、担い手へ農地を集積するために必要な農業生産基盤の整備、こちらの動きを記述しております。下段では、生産流通システムの革新ということで、次世代施設園芸の取組、それとロボットやICTの技術を使ったスマート農業、こちらについての紹介をしております。

12ページからは主要農畜産物の生産の動向ということで、それぞれの品目ごとに記述をしております。米については飼料用米の取組等も含めて記述をしております。その下は小麦、大豆の作付面積等、また、13ページでは野菜・果実、こちらは加工・業務用の需要が多いということで、それに対応してカットリングの取組等も紹介しております。花き・茶につきましても、それぞれ生産量や、輸出に向けた取組といった話を書いております。畜産物につきましても、基本的なデータとともに、また飼料の問題等課題についても記述するようにしたいと思っております。

またその下の研究技術開発、こちら先ほどもずっと議論がございましたが、研究成果を現場に移転・普及できるように取り組むといったようなこと、また新しい取組についても記述しております。

15ページでございますが、環境保全の関係でございます。こちらでは有機農業の基本的

な方針が昨年できておりますので、その記述をしております。併せて気候変動への適応策等についても書いていきたいと思っております。その下は農業関連団体、こちらの概要、見直しの現状について記述しております。

続きまして、第3章では、農村ということで、最初に多面的機能支払等の制度が動き出しておりますので、こちらの話を書いております。またその下では、鳥獣被害対策、こちらについて、相変わらず多い被害といった状況と対策について記述しております。

17ページでございますが、再生可能エネルギーが地域内の経済循環に資するような形になるようにということで記述しております。その下が都市と農村の共生・対流の話、これは農業と観光の連携等について記述しております。また、都市農業についても、その役割等についての記述を行っております。

最後、19ページ、20ページが東日本大震災からの復旧・復興ということで、復興の状況でございますとか、原発事故の影響として、風評対策、各国の輸入規制の撤廃の動きといったことも含めて、復興の状況を記述していきたいと思っております。

最後、21ページでございますが、施策編ということで、こちらは新しい基本計画の項目等に合わせて、構成を書いております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

今回の白書は、特集において先ほど皆様に確認していただきました基本計画、これを紹介するというになっておりますし、それからそれぞれの施策の分析もこの中でしていくということでございますので、作成するに当たって、何か気をつけるところがあればご意見をいただきたいと思っております。

それから個別の事例についても、何かこの点は強調すべきだということがあれば、ご発言いただきたいと思っておりますが、もう時間がないものですから、この時点でご発言いただけるものがあればもちろんお聞きしたいと思っておりますけれども、詳しいことについては事務局のほうにお寄せいただきたいと思っております。また、事務局のほうも、それぞれの委員の皆様にお聞きするように、アプローチしていただければというふうに思っております。

ただ、遮るものではございません。お時間も気になるころではありますけれども、是非この場でご発言いただけるものがあれば、お受けしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

それでは、藤井雄一郎委員。

○藤井（雄）委員 簡潔にいたします。まず、6ページ、食の安全のところでは、畜産側で農場HACCPという取組をやっておりますので、是非その取組を記載していただきたいと思います。あと、14ページ、畜産物に関して、記述はされているんですけども、非常にあっさりしていますので、是非畜産クラスターにつながる中、現場の危機感についてしっかり記述していただきたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、今の点も事務局のほうでしっかり検討して、反映させていただければと思います。

それでは、白書についてはこれで議題を終了します。

事務局から何かあればお願いいたします。

○政策課長 白書につきましては、次回4月に企画部会にてご議論いただくように予定をしております。具体的な日程につきましては、後日、ご案内申し上げますことといたしますので、よろしくをお願いいたします。

○中嶋部会長 4時間というのは最長記録だったのかもしれませんが、本当にありがとうございました。

本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会は、これにて閉会させていただきます。

17時30分 閉会